

# 第13次鳥獣保護管理事業計画書

令和4年4月1日から

5年間

令和9年3月31日まで

愛媛県



## 目次

第一	計画の期間	1
第二	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項	1
1	鳥獣保護区の指定	1
(1)	方針	1
(2)	鳥獣保護区の指定等計画	3
2	特別保護地区の指定	5
(1)	方針	5
(2)	特別保護地区指定計画	6
(3)	特別保護地区の指定内訳	7
3	休猟区の指定	7
(1)	方針	7
4	鳥獣保護区の整備等	7
(1)	方針	7
(2)	整備計画	8
第三	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	9
1	捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項	9
(1)	希少鳥獣	9
(2)	狩猟鳥獣	9
(3)	外来鳥獣等	9
(4)	指定管理鳥獣	9
(5)	一般鳥獣	9
2	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	10
(1)	許可しない場合の基本的考え方	10
(2)	許可に当たっての条件の考え方	10
(3)	わなの使用に当たっての許可基準	10
(4)	保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	11
(5)	鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方	11
2-1	学術研究を目的とする場合	11
(1)	学術研究	11
(2)	標識調査（環境省足輪を装着する場合）	12
2-2	鳥獣の保護を目的とする場合	13
(1)	第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とする場合	13
(2)	鳥獣の保護に係る行政事務の遂行を目的とする場合	13

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護を目的とする場合	-----	14
2-3 鳥獣の管理を目的とする場合	-----	14
(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする場合	-----	14
(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	-----	15
2-4 その他特別の事由の場合	-----	36
3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	-----	37
3-1 捕獲許可した者への指導	-----	37
(1) 捕獲物又は採取物の処理等	-----	37
(2) 従事者の指揮監督	-----	37
(3) 危険の予防	-----	37
(4) 錯誤捕獲の防止	-----	37
3-2 許可権限の市町長への移譲	-----	38
3-3 鳥類の飼養登録	-----	38
(1) 方針	-----	38
(2) 飼養適正化のための指導内容	-----	38
(3) 愛玩を目的とした飼養	-----	39
(4) 許可権限の市町への移譲	-----	39
3-4 販売禁止鳥獣等の販売許可	-----	39
(1) 許可の考え方	-----	39
(2) 許可の条件	-----	39
(3) 許可権限の市町への移譲	-----	39
3-5 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施にあたっての留意事項	-----	40
第四 特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域に関する事項	-----	41
1 特定猟具使用禁止区域の指定	-----	41
(1) 方針	-----	41
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	-----	41
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	-----	42
2 特定猟具使用制限区域の指定	-----	43
(1) 方針	-----	43
3 指定猟法禁止区域の指定	-----	43
(1) 方針	-----	43
(2) 指定猟法禁止区域指定内訳	-----	43
第五 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項	-----	44
1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針	-----	44
2 第一種特定鳥獣保護計画に係る実施計画の作成に関する方針	-----	44

3	第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針	4 4
(1)	第二種特定鳥獣管理計画の作成及び計画に基づく施策の方針	4 4
(2)	関係都道府県との連携に関する方針	4 4
4	第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針	4 5
第六	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	4 6
1	方針	4 6
2	鳥獣の生態に関する基礎的な調査	4 6
(1)	方針	4 6
(2)	鳥獣生息分布調査	4 6
(3)	ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	4 6
(4)	狩猟鳥獣生息調査	4 6
(5)	第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査	4 7
3	法に基づく諸制度の運用状況調査	4 7
(1)	鳥獣保護区等の指定・管理等調査	4 7
(2)	捕獲等情報収集調査	4 7
(3)	制度運用の概況情報	4 8
4	新たな技術の研究開発	4 8
(1)	捕獲や調査等に係る技術の研究開発・普及	4 8
(2)	被害防除対策に係る技術開発・普及	4 8
(3)	捕獲個体の活用や処分に係る技術開発・普及	4 8
第七	鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項	4 9
1	鳥獣行政担当職員	4 9
(1)	方針	4 9
(2)	設置計画	4 9
(3)	研修計画	5 0
2	鳥獣保護管理員	5 0
(1)	方針	5 0
(2)	設置計画	5 0
(3)	年間活動計画	5 0
(4)	研修計画	5 1
3	保護及び管理の担い手の育成及び確保	5 1
(1)	方針	5 1
(2)	研修計画	5 1
(3)	狩猟者の育成及び確保のための対策	5 1
(4)	認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保	5 1
(5)	地方公共団体の役割	5 2

4	取締り	5 2
(1)	方針	5 2
(2)	年間計画	5 2
5	必要な財源の確保	5 2
第八	その他	5 3
1	鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	5 3
2	狩猟の適正化	5 3
3	傷病鳥獣救護への対応	5 3
(1)	方針	5 3
(2)	体制	5 4
(3)	傷病鳥獣の個体の処置	5 4
(4)	感染症対策・普及啓発	5 4
(5)	放野	5 5
4	油等による汚染に伴う水鳥等の救護	5 5
5	感染症への対応	5 5
(1)	高病原性鳥インフルエンザ	5 5
(2)	豚熱(CSF)、アフリカ豚熱(ASF)	5 5
(3)	その他の感染症	5 6
6	普及啓発	5 8
(1)	鳥獣の保護及び管理についての普及等	5 8
(2)	愛鳥モデル校の指定	5 9
(3)	安易な餌付けの防止	5 9
(4)	猟犬の適切な管理	6 0
(5)	野鳥の森等の整備	6 1
(6)	法令の普及徹底	6 1

## 第一 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

## 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

### 1 鳥獣保護区の指定

#### (1) 方針

##### ① 指定に関する中長期的な方針

本県は、県土面積約57万haで、その約71%が森林であり、峻険な山岳地形、平野・盆地、変化に富んだ海岸線など、豊かな自然環境と暖帯に属する気候条件により、生息する野生鳥獣の種類も多く、鳥類336種、獣類48種が確認されている。

鳥獣保護区は、第1次から第12次計画（昭和39(1964)年度～令和3(2021)年度）において、その指定に努めた結果、57箇所、64,566.8ha（国指定1箇所、9,502haを含む）となっており、県土面積の約11%を占め、地域に定着し、鳥獣の生息環境の保全と保護意識の啓発に役割を果たしている。

しかし、近年、様々な形で自然環境の変化が進み、安定した生存が危惧される種も見られる一方、特定の鳥獣による農林水産物等の被害が増加するなど、人間生活との軋轢も生じている。

鳥獣保護区の適切な指定により、鳥獣の生息環境を保護することは、人間と鳥獣との共存を図る上で不可欠であり、地域の生物多様性の保全にも資するものである。また、鳥獣の保護活動を通じて、子供たちの人間性を育む場として活用することも、鳥獣保護区の指定意義と考えられる。

これらの点を踏まえ、第13次計画では、期間の満了する既指定の鳥獣保護区は、期間を更新し存続させるとともに、可能な範囲で区域の拡大や新たな鳥獣保護区の指定を図るものとする。なお、自然公園法、文化財保護法、自然環境保全法等により保護された地域であって、鳥獣の保護繁殖上重要な地域、休猟区・特定猟具使用禁止区域等狩猟を制限する区域との連携についても配慮するものとする。

また、鳥獣保護区の指定期間は10年とし、区域や期間の見直しを行う場合は、鳥獣の生息状況や生息環境、地域の自然的・社会的特性に十分留意するとともに、その鳥獣保護区の保護に関する指針を明確に示すものとする。

特に、指定する区域内及び周辺における農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における有害鳥獣捕獲又は個体数調整を目的とした捕獲の適切な実施により、指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応するものとする。

##### ② 指定区分ごとの方針

#### 1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、多様な鳥獣が生息する地域、鳥獣の生息密度の高い地域、植生・地形等が鳥獣の生息に適している地域について指定するものとし、指定にあたっては、森林面積が概ね10,000haごとに1箇所を選定し、面積は300ha以上となるよう努めるものとする。

#### 2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめ、その地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、猛禽類または大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域、その地方を代表する森林植生が含まれる地域、地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原など多様な環境要素を含む地域について指定するものとし、指定にあたっては、1箇所当たりの面積を10,000ha以上となるよう努めるものとする。

#### 3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第80条第1項の規定に基

づき、環境省令（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）で規定されるものは除く。）の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域であって、渡来する鳥獣の種数または個体数の多い地域、かつて渡来する鳥獣の種または個体数が多かった地域で鳥類の渡りの経路上、その回復が必要かつ可能と考えられる地域について指定するものとし、指定にあたっては、鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌、休息またはねぐらとするための後背地、水面等も可能な限り含めるよう努めるものとする。

#### 4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島嶼、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地について指定するものとし、指定にあたっては、採餌、休息またはねぐらとするための後背地、水面等も可能な限り含めるよう努めるものとする。

#### 5) 希少鳥獣生息地の保護区

希少鳥獣は、法第2条第4項に定めるものであって、環境省作成のレッドリストで絶滅危惧ⅠA・ⅠB類及びⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類から外れたものの、保護又は管理の手法が確立しておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要がある鳥獣並びに愛媛県レッドデータブックで同様の扱いがなされている鳥獣、その他の絶滅のおそれのある鳥獣またはこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について指定に努めるものとする。

#### 6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間を繋ぐ樹林帯や河畔林等であって、鳥獣の移動経路となっている地域または鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち、必要な地域について指定するものとし、指定にあたっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえ、回廊として確保すべき区域を選定するよう努めるものとする。

#### 7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその周辺において、鳥獣の良好な生息地を確保、創出し、豊かな生活環境の形成に資するために必要と認められる地域または自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について指定するよう努めるものとする。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

① 鳥獣保護区の指定計画

(第1表)

区 分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)	本計画期間に指定する鳥獣保護区(再指定を含む)						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						
			4年度	5	6	7	8	計(B)	4年度	5	6	7	8	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	39	31	3	6	9	2	3	23						
	面積	11,700	14,169	1,352	4,746	3,475	511	891	10,975						
大規模生息地	箇所														
	面積														
集団渡来地	箇所		6	2	1	1	1		5						
	面積		40,145	64	30	36,380	94		36,568						
集団繁殖地	箇所														
	面積														
希少鳥獣生息地	箇所														
	面積														
生息地回廊	箇所														
	面積														
身近な鳥獣生息地	箇所		19	2	2	1	4		9						
	面積		750.8	14	67	17	170		268						
計	箇所	39	56	7	9	11	7	3	37						
	面積	11,700	55,065	1,430	4,843	39,872	775	891	47,811						

※国指定鳥獣保護区(9,502ha)は除く

区 分	本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除または期間満了となる鳥獣保護区						計画期間の増△減*	計画終了時の鳥獣保護区**	
	4年度	5	6	7	8	計(D)	4年度	5	6	7	8	計(E)			
森林鳥獣生息地	箇所							3	6	9	2	3	23		31
	面積							1,352	4,746	3,475	511	891	10,975		14,169
大規模生息地	箇所														
	面積														
集団渡来地	箇所							2	1	1	1		5		6
	面積							64	30	36,380	94		36,568		40,145
集団繁殖地	箇所														
	面積														
希少鳥獣生息地	箇所														
	面積														
生息地回廊	箇所														
	面積														
身近な鳥獣生息地	箇所							2	2	1	4		9		19
	面積							14	67	17	170		268		751
計	箇所							7	9	11	7	3	37		56
	面積							1,430	4,843	39,872	775	891	47,811		55,065

(面積：ha)

\* 箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E

\*\*箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E

(注) 森林鳥獣生息地の「鳥獣保護区指定の目標」

箇所 = (林野面積401,104ha - 国指定鳥獣保護区9,502ha) × 1/10,000 ≒ 39箇所、面積 = 箇所に対応した面積 (39箇所 × 300ha) = 11,700ha

② 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動 (ha)			変更後の指定期間	変更理由	備 考	
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積				
令和4年度	森林鳥獣生息地	野村ダム周辺	鳥獣保護区	期間更新	345		345	令和4年11月1日から 令和14年10月31日まで	継続	
	"	猪伏	"	"	832		832			
	"	銚子ダム	"	"	175		175			
	集団渡来地	古川	"	"	56		56			
	"	節崎池	"	"	8		8			
	身近な鳥獣生息地	石岡	"	"	4		4			
	"	大森山	"	"	10		10			
計		7箇所		1,430		1,430				
令和5年度	森林鳥獣生息地	滑床成川	鳥獣保護区	期間更新	1,921		1,921	令和5年11月1日から 令和15年10月31日まで	継続	
	"	黒瀬ダム	"	"	267		267			
	"	谷上山	"	"	401		401			
	"	皿ヶ峰三坂峠	"	"	540		540			
	"	笠方	"	"	196		196			
	"	小田深山	"	"	1,421		1,421			
	集団渡来地	須賀川ダム	"	"	30		30			
	身近な鳥獣生息地	白滝	"	"	60		60			
"	多田	"	"	7		7				
計		9箇所		4,843		4,843				
令和6年度	森林鳥獣生息地	高縄	鳥獣保護区	期間更新	300		300	令和6年11月1日から 令和16年10月31日まで	継続	
	"	篠山	"	"	218		218			
	"	諏訪崎	"	"	65		65			
	"	阿島長野	"	"	550		550			
	"	佐礼谷	"	"	300		300			
	"	三島嶺南	"	"	1,040		1,040			
	"	卯之町	"	"	232		232			
	"	伏越	"	"	300		300			
	"	高茂	"	"	470		470			
	集団渡来地	忽那七島海域	"	"	36,380		36,380			
	身近な鳥獣生息地	千足宮内	"	"	17		17			
計		11箇所		39,872		39,872				
令和7年度	森林鳥獣生息地	葛籠尾	鳥獣保護区	期間更新	280		280	令和7年11月1日から 令和17年10月31日まで	継続	
	"	亀谷	"	"	231		231			
	集団渡来地	玉川ダム	"	"	94		94			
	身近な鳥獣生息地	宝股山	"	"	120		120			
	"	西山	"	"	16		16			
	"	大宝寺	"	"	28		28			
"	西谷	"	"	6		6				
計		7箇所		775		775				
令和8年度	森林鳥獣生息地	横吹	鳥獣保護区	期間更新	61		61	令和8年11月1日から 令和18年10月31日まで	継続	
	"	奥之院	"	"	430		430			
	"	岩屋寺	"	"	400		400			
計		3箇所		891		891				
合 計		37箇所		47,811		47,811				

## 2 特別保護地区の指定

### (1) 方針

#### ① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣の保護または鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、指定された鳥獣保護区においては、次の保護区の区分に従い、特別保護地区及び同地区内の法第29条第7項第4号に基づく区域（以下「特別保護指定区域」という。）の指定を積極的に進めるものとする。

このため、特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、全箇所を特別保護地区に指定するよう努めるものとする。なお、特別保護地区の指定にあたり、指定期間は鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、特別保護地区を鳥獣の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能区域と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等鳥獣の捕獲等が禁止された区域に囲まれるよう配慮し、その特別保護地区の保護に関する指針について明確に示すものとする。

#### ② 指定区分ごとの方針

##### 1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、指定した鳥獣保護区の2分の1以上の地区につき、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう努めるものとする。

##### 2) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、その保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

##### 3) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場またはねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

##### 4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

##### 5) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努めるものとする。

##### 6) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

##### 7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致または鳥獣の保護思想の普及啓発の上で必要と認められる区域について指定するよう努めるものとする。

##### 8) 特別保護指定区域

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について特別保護指定区域として指定するよう努めるものとする。

(2) 特別保護地区指定計画

(第3表)

区 分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)		本計画期間に指定する特別保護地区 (再指定も含む)					本計画期間に区域拡大する特別保護地区						
				4年度	5	6	7	8	計(B)	4年度	5	6	7	8	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	16	9	箇所											
	面積	708	1,246	変動面積											
大規模生息地	箇所			箇所											
	面積			変動面積											
集団渡来地	箇所		1	箇所											
	面積		74	変動面積											
集団繁殖地	箇所			箇所											
	面積			変動面積											
希少鳥獣生息地	箇所			箇所											
	面積			変動面積											
生息地回廊	箇所			箇所											
	面積			変動面積											
身近な鳥獣生息地	箇所			箇所											
	面積			変動面積											
計	箇所	16	10	箇所											
	面積	708	1,319	変動面積											

区 分	本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除または期間満了となる特別保護地区 (再指定も含む)					計画期間の増△減*	計画終了時の特別保護地区**	
	4年度	5	6	7	8	計(D)	4年度	5	6	7	8			計(E)
森林鳥獣生息地	箇所								2	2	2	2	8	
	面積								572	146	114	147	979	9
大規模生息地	箇所													
	面積													1,246
集団渡来地	箇所													1
	面積													74
集団繁殖地	箇所													
	面積													
希少鳥獣生息地	箇所													
	面積													
生息地回廊	箇所													
	面積													
身近な鳥獣生息地	箇所													
	面積													
計	箇所								2	2	2	2	8	10
	面積								572	146	114	147	979	1,319

(面積 : ha)

\* 箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E

\*\*箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E

(注) 森林鳥獣生息地の「特別保護地区指定の目標」

箇所=本計画終了時の鳥獣保護区数31箇所×1/2≒16箇所、面積=指定するそれぞれの鳥獣保護区の面積(14,169ha×1/2)×1/10以上≒708ha

### (3) 特別保護地区の指定内訳

(第4表)

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備考
	指定区分	鳥獣保護区名	指定面積 (ha)	指定期間	指定面積 (ha)	指定期間	指定面積 (ha)	指定期間	
令和5年度	森林鳥獣生息地	滑床成川 鳥獣保護区	1,921	令和5年11月1日から	377	令和5年11月1日から		令和5年11月1日から	再指定
	〃	黒瀬ダム 〃	267	令和15年10月31日まで	195	令和15年10月31日まで	135	令和15年10月31日まで	〃
計		2箇所	2,188		572		135		
令和6年度	森林鳥獣生息地	佐礼谷 鳥獣保護区	300	令和6年11月1日から	20	令和6年11月1日から			再指定
	〃	三島嶺南 〃	1,040	令和16年10月31日まで	126	令和16年10月31日まで			〃
計		2箇所	1,340		146				
令和7年度	森林鳥獣生息地	亀谷 鳥獣保護区	231	令和7年11月1日から	40	令和7年11月1日から			再指定
	集団渡来地	玉川ダム 〃	74	令和17年10月31日まで	74	令和17年10月31日まで			〃
計		2箇所	305		114				
令和8年度	森林鳥獣生息地	奥之院 鳥獣保護区	430	令和8年11月1日から	103	令和8年11月1日から			再指定
	〃	岩屋寺 〃	400	令和18年10月31日まで	44	令和18年10月31日まで			〃
計		2箇所	830		147				
合 計		8箇所	4,663		979		135		

### 3 休猟区の指定

#### (1) 方針

鳥獣保護区、公道、人家が密集した場所等を除き、県内全域が狩猟可能地域であるが、狩猟鳥獣の生息数の維持と狩猟の持続のためには、地域によって一時的に狩猟を禁止し、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要があることから、昭和38年度から休猟区指定を開始し、以後、県内可猟地域面積のおおむね3分の1が常時休猟区となるよう目標を定めて指定するとともに、人工増殖キジの放鳥を行うなど、狩猟鳥獣の生息数の維持に努めてきたところである。

しかしながら、近年は特定鳥獣による農林水産業等への被害が増加していることから、令和2年度以降は、新規休猟区の指定は、原則として行わないものとしている。

### 4 鳥獣保護区の整備等

#### (1) 方針

鳥獣保護区が鳥獣の保護を図る場所としての機能を発揮できるよう必要な施設を設置するとともに、調査、巡視等により引き続き適切な管理に努めるものとする。

施設については、各鳥獣保護区に制札、案内板を設置し、広く一般に周知するとともに、身近な鳥獣生息地の保護区などにおいては、必要に応じ採餌、営巣等のための環境整備、鳥獣とのふれあいや環境教育の場として観察等利用施設の整備を図るものとする。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

(第5表)

区 分	現 況	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標識類の整備	制 札：1 鳥獣保護区10本程度設置 案内板：1 鳥獣保護区1 以上設置	制 札 70本 案内板 7	制 札 90本 案内板 9	制 札 110本 案内板 11	制 札 70本 案内板 7	制 札 30本 案内板 3
管理棟等の整備	—	—	—	—	—	—

② 利用施設の整備

(第6表)

区 分	現 況	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
観察路、観察舎等の整備	必要に応じ設置	谷上山鳥獣保護区、滑床成川鳥獣保護区等、野生鳥獣の観察に適した場所にあつては、観察路、観察舎等、利用施設の整備、補修に努めるものとする。				
その他の施設等の整備	必要に応じ設置	自然観察会等、各種事業を通じて営巣、給水施設の整備等に努めるものとする。				

③ 調査、巡視等の計画

(第7表)

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
管理員等	箇所数	7	9	11	14	3
	人 数	14	18	22	28	6
管理のための調査の実施		各年度に指定（再指定を含む）する鳥獣保護区において、鳥獣の生息状況及び制札等管理施設の状況等について調査を実施する。				

### 第三 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

#### 1 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項

##### (1) 希少鳥獣

対象となる鳥獣は、法第2条第4項に定める鳥獣であって、環境省が作成したレッドリストにおいて、絶滅危惧ⅠA・ⅠB類及びⅡ類に該当するもの若しくは絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類から外れたものの、保護又は管理の手法が確立しておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要がある鳥獣並びに愛媛県レッドデータブックにおいて同様の扱いがなされている鳥獣とする。

保護及び管理にあたっては、自然環境保全基礎調査等により生息状況や生息環境の把握に努め、必要に応じ、種及び地域個体群の存続を図るための取組を行うこととする。

##### (2) 狩猟鳥獣

対象となる鳥獣は、法第2条第7項で定める鳥獣とする。なお、狩猟鳥獣であっても、県内の生息状況等を踏まえ、地域個体群の存続に支障が認められるような場合にあつては、法第12条に基づき所要の経路を経て捕獲等の禁止又は制限を行うこととする。

保護及び管理にあたっては、自然環境保全基礎調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるとともに、関係行政機関等からの情報収集等により、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の状況の把握に努めるものとする。また、被害防止目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣について、狩猟による捕獲等を活用しつつ、第二種特定鳥獣管理計画の作成及び実施により、被害の防止及び地域個体群の存続を図るものとする。

##### (3) 外来鳥獣等

対象となる鳥獣は、本来、本県に生息地を有しておらず、人為的に県外から導入された鳥獣とする。

管理にあたっては、自然環境保全基礎調査等により生息状況、農林水産業への被害及び生態系への影響について、把握に努めるものとする。また、農林水産業又は生態系等に被害を及ぼす外来鳥獣については、捕獲等による管理を推進し、被害の防止を図るものとする。

##### (4) 指定管理鳥獣

対象となる鳥獣は、法第2条第5項で定める鳥獣とする。

管理にあたっては、地域個体群の存続には配慮しつつも、必要な捕獲等を積極的に推進するものとする。また、生息状況や被害状況等を勘案して、必要と認められるときは、第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、捕獲数等の数値目標の設定と捕獲等による目標達成状況の評価に努めるとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

##### (5) 一般鳥獣

対象となる鳥獣は、希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣等及び指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。

保護及び管理にあたっては、自然環境保全基礎調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。また、分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じるものとする。特に生息数が著しく減少又は増加している鳥獣については、第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画の作成及び実施により、地域個体群の存続や被害の防止を図るものとする。

## 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

### (1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合にあっては、許可をしないものとする。

- ① 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は絶滅のおそれを著しく増加させるなど、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。
- ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- ④ 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- ⑤ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることにより、それらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- ⑥ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。
- ⑦ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。
- ⑧ 法第38条第2項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。ただし、法第38条の2の規定による都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。

### (2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

また、第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合においては、適切な条件を付すものとする。

### (3) わなの使用に当たっての許可基準

#### ① わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可申請にあっては、以下の基準を満たすものとする。ただし、①1)のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類やニホンカモシカの生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができるものとする。

#### 1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

ア イノシシ、ニホンジカ、クマ類以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

イ イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

#### 2) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

#### 3) ツキノワグマをわなで捕獲する許可申請の場合

はこわなに限るものとする。

### ② 標識の装着に関する基準

法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

#### (4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等の理由から保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとする。種の保存法の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。なお、捕獲後、その個体を飼養する場合は、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

#### (5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、水鳥又は猛禽類の保護の観点から効果が見込まれる場合には、鳥獣捕獲等事業における非鉛製銃弾の使用を検討する。また、非鉛製銃弾への切替えを促進するため、代替弾に関する情報提供に努め、捕獲した鳥獣を山野等へ放置しない等の捕獲個体の適切な取扱いについての普及啓発を進めるとともに、取締り等により、放置の禁止について徹底を図る。

### 2-1 学術研究を目的とする場合

#### (1) 学術研究

原則として次の基準による。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

##### ① 研究の目的及び内容

次の1) から4) までのいずれにも該当するものであること。

1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。

4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として一般に公表されるものであること。

② 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

③ 鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類又は数（羽、頭又は個）。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭又は個）とする。

④ 期間

1年以内。

⑤ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域とする。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

⑥ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法（以下「禁止猟法」という。）ではないこと。

2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。

⑦ 捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

2) 個体識別の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が情報の収集・活用を促進する観点から、標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査(環境省足環を装着する場合)

原則として次の基準によるものとする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

① 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）。

② 鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者にあつては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあつては、同各1,000羽以内、その他の者にあつては、同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限り

でない。

③ 期間

1年以内。

④ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤ 方法

原則として、網、わな又は手捕とする。

⑥ 捕獲等又は採取等後の措置

足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

## 2-2 鳥獣の保護を目的とする場合

### (1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とする場合

原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員を含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

② 鳥獣の種類・数

第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）。

③ 期間

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応すること。

④ 区域

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

⑤ 方法

可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を採用すること。

### (2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行を目的とする場合

原則として次の基準によるものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

③ 期間

1年以内。

④ 区域

申請者の職務上必要な区域。

⑤ 方法

原則として、禁止猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護を目的とする場合

原則として、次の基準によるものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

③ 期間

1年以内。

④ 区域

必要と認められる区域。

⑤ 方法

原則として、禁止猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

2-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする場合

鳥獣の数の調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、次の許可基準によるほか、法第7条の2第1項に基づき知事が作成した第二種特定鳥獣管理計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

① 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）又は銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許若しくはわな猟免許を所持する者とする。

ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、以下の1)から4)の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてすることができる。

1) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。

2) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。

3) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。

4) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

## ② 鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）とする。

## ③ 期間

- 1) 第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。
- 2) 捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。
- 3) 狩猟期間中は一般の狩猟と、また、狩猟期間前後は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対して捕獲区域の周辺住民等の関係者への事前周知を徹底させるなど、適切に対応すること。

## ④ 区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とする。

## ⑤ 方法

従来の捕獲等又は採取等の実績を考慮した、最も効果があり、安全性が確保できる方法とする。ただし、法第36条及び規則第45条に規定する手段は、許可しないものとする。なお、法第37条の規定により環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

また、鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域においては、禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

なお、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鉛が暴露する構造・素材の装弾はしないよう努めるものとする。

さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法をとる場合は、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう注意を払うものとする。

## (2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

### ① 被害の防止の目的での基本的考え方

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（(2)において「被害」という。）の防止の目的の許可基準においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（(2)において「予察」という。）についても許可する基準とする。

本県における野生鳥獣による農林作物被害は、中山間地域を中心に拡大しており、鳥類ではヒヨドリ、カラスなど、哺乳類ではイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルなどによる果樹、野菜、林産物、水稻への被害が大きい。

特に県内全域に分布するイノシシ及び南予のほか、東予や石鎚山系等各地に広がるニホンジカによる被害は、従来の防除及び有害鳥獣捕獲対策だけでは対応できない状況である。

このため、捕獲等の実施にあたっては、捕獲許可権限を有する市町に対し、的確な被害状況の把握と迅速な対応を求め、捕獲効果の確保に努めるとともに、農林水産業と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、県と関係機関との連携のもと、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

また、県民に対しては、人間生活に伴い排出される生ゴミや安易な餌付け等が野生鳥獣による被害の誘因となっていることから、被害を生じさせることがないよう意識啓発に努めるものとする。

② 鳥獣による被害発生予察表の作成

県内全域での年間を通じての被害発生予察については、鳥獣の生息状況、過去の被害の状況から次の予察表及び予察地図のとおりとなる。

1) 予察表

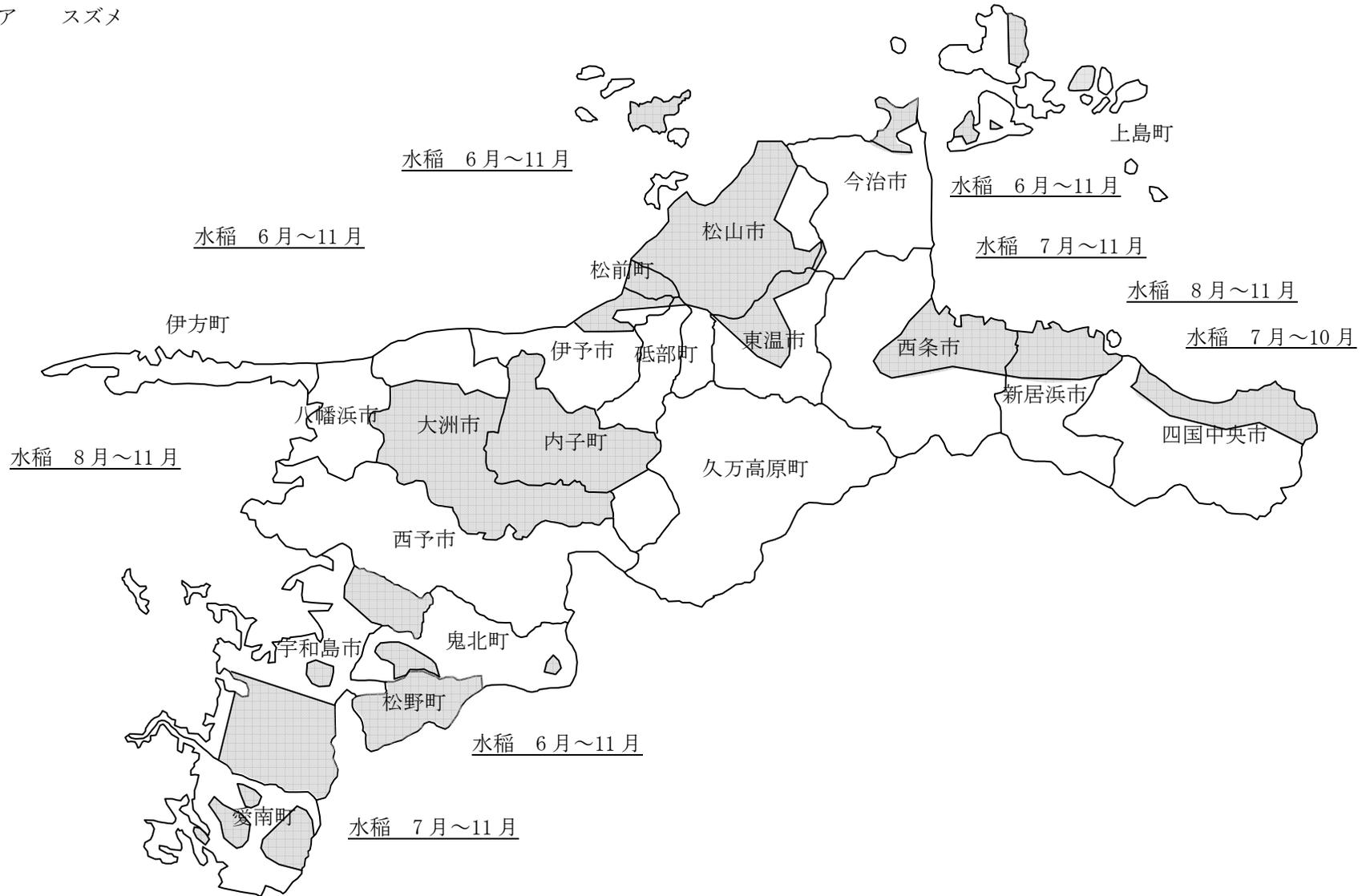
(第8表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
スズメ	水稻			←							→					松山市・今治市・宇和島市・新居浜市・西条市・大洲市・伊予市・四国中央市・東温市・上島町・松前町・砥部町・内子町・松野町・鬼北町・愛南町
ヒヨドリ	柑橘・その他果樹・野菜	←													→	松山市・今治市・宇和島市・八幡浜市・新居浜市・西条市・大洲市・伊予市・西予市・上島町・久万高原町・砥部町・内子町・伊方町・松野町・愛南町
カラス	柑橘・その他果樹・野菜・水稻・トウモロコシ・飼料作物・雑穀・豆類・麦・シイタケ・人畜・施設	←													→	県内全域
	航空機	←													→	松山空港
ハト類	野菜・穀類・豆類・水稻・麦・柑橘・その他果樹・飼料作物・施設	←													→	松山市・今治市・宇和島市・新居浜市・西条市・大洲市・伊予市・東温市・上島町・久万高原町・松前町・砥部町・鬼北町
	航空機	←													→	松山空港
カモ類	養殖ノリ・水稻		←	→						←				→		西条市・上島町
ムクドリ	柑橘・その他果樹					←									→	今治市・西条市
メジロ	柑橘	←	→							←					→	上島町
カワウ	魚類・養魚	←													→	松山市・今治市・新居浜市・西条市・大洲市・西予市・久万高原町・松前町・内子町・松野町・鬼北町
アオサギ	魚類・養魚・水稻	←													→	久万高原町
ダイサギ	魚類・養魚・水稻	←													→	久万高原町
コサギ	魚類・養魚・水稻	←													→	久万高原町
トビ	航空機	←													→	松山空港
イノシシ	水稻・芋類・柑橘・その他果樹・野菜・タケノコ・トウモロコシ・粟・豆類・穀類・飼料作物・幼齢木・タバコ・人畜・施設	←													→	県内全域（松前町を除く）
ノウサギ	造林木・豆類・その他果樹・野菜	←													→	松山市・宇和島市・西条市・大洲市・伊予市・西予市・東温市・久万高原町・内子町・松野町・鬼北町・愛南町
ニホンザル	柑橘・その他果樹・野菜・タケノコ・シイタケ・水稻・芋類・穀類・豆類・人畜・施設	←													→	松山市・今治市・宇和島市・新居浜市・西条市・大洲市・伊予市・四国中央市・西予市・東温市・久万高原町・砥部町・内子町・松野町・鬼北町・愛南町

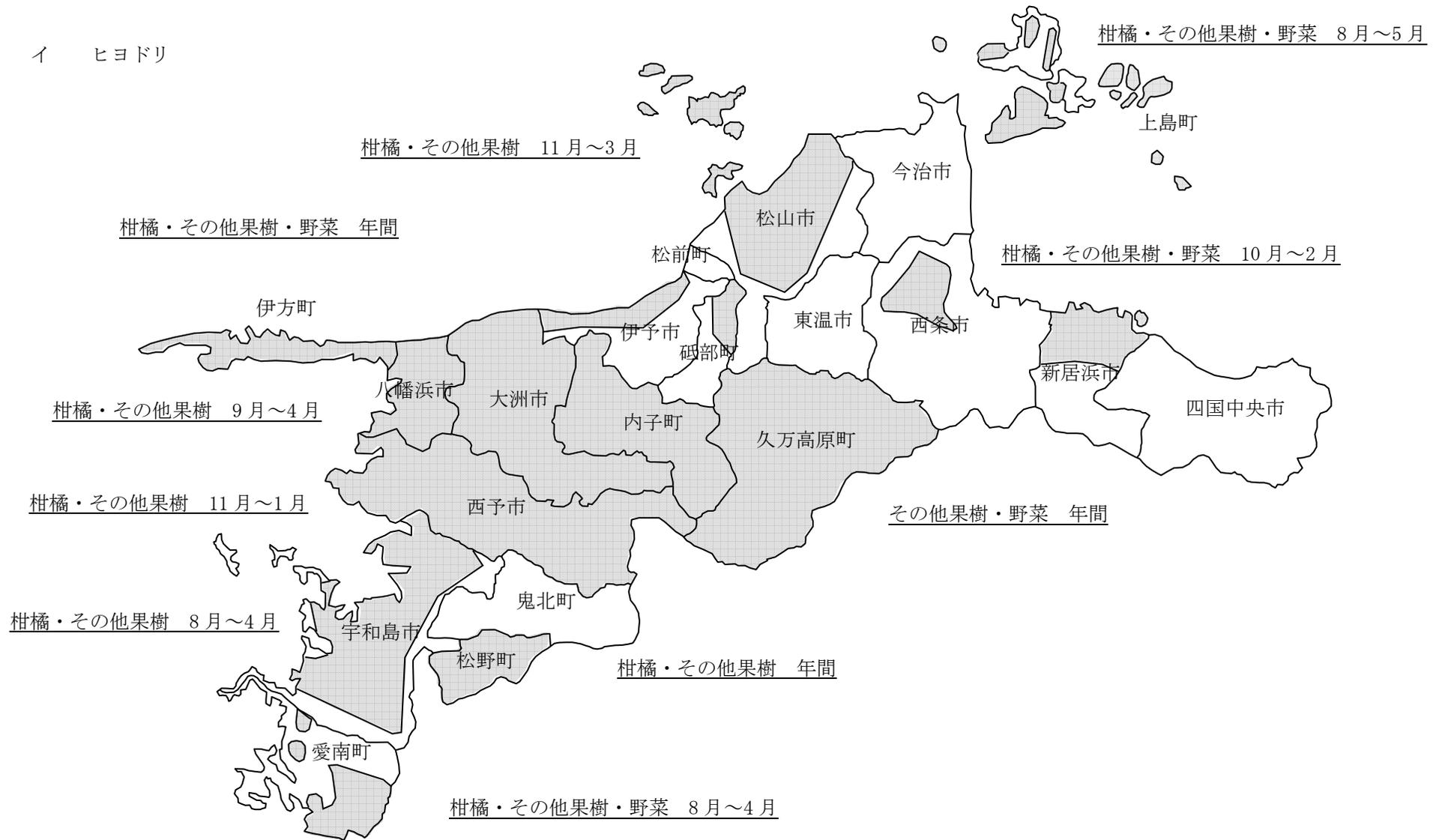
加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
ハクビシン	柑橘・その他果樹・野菜・トウモロコシ・シイタケ	←														→	松山市・今治市・宇和島市・新居浜市・西条市・大洲市・伊予市・四国中央市・西予市・東温市・久万高原町・松前町・砥部町・内子町・伊方町・松野町・鬼北町・愛南町	
タヌキ	柑橘・その他果樹・野菜・飼料作物・人畜	←															→	松山市・今治市・宇和島市・西条市・大洲市・伊予市・四国中央市・西予市・上島町・久万高原町・砥部町・内子町・伊方町・松野町・鬼北町・愛南町
ニホンジカ	造林木・水稻・豆類・飼料作物・その他果樹・野菜	←															→	松山市・今治市・宇和島市・新居浜市・西条市・大洲市・伊予市・四国中央市・西予市・東温市・久万高原町・砥部町・内子町・伊方町・松野町・鬼北町・愛南町
キツネ	家禽、野菜	←															→	西条市
リス	シイタケ	↔						←									→	大洲市
アナグマ	柑橘・その他果樹・野菜	←															→	宇和島市・大洲市・伊予市・西予市・砥部町・内子町・伊方町・松野町

## 2) 被害発生予察地図

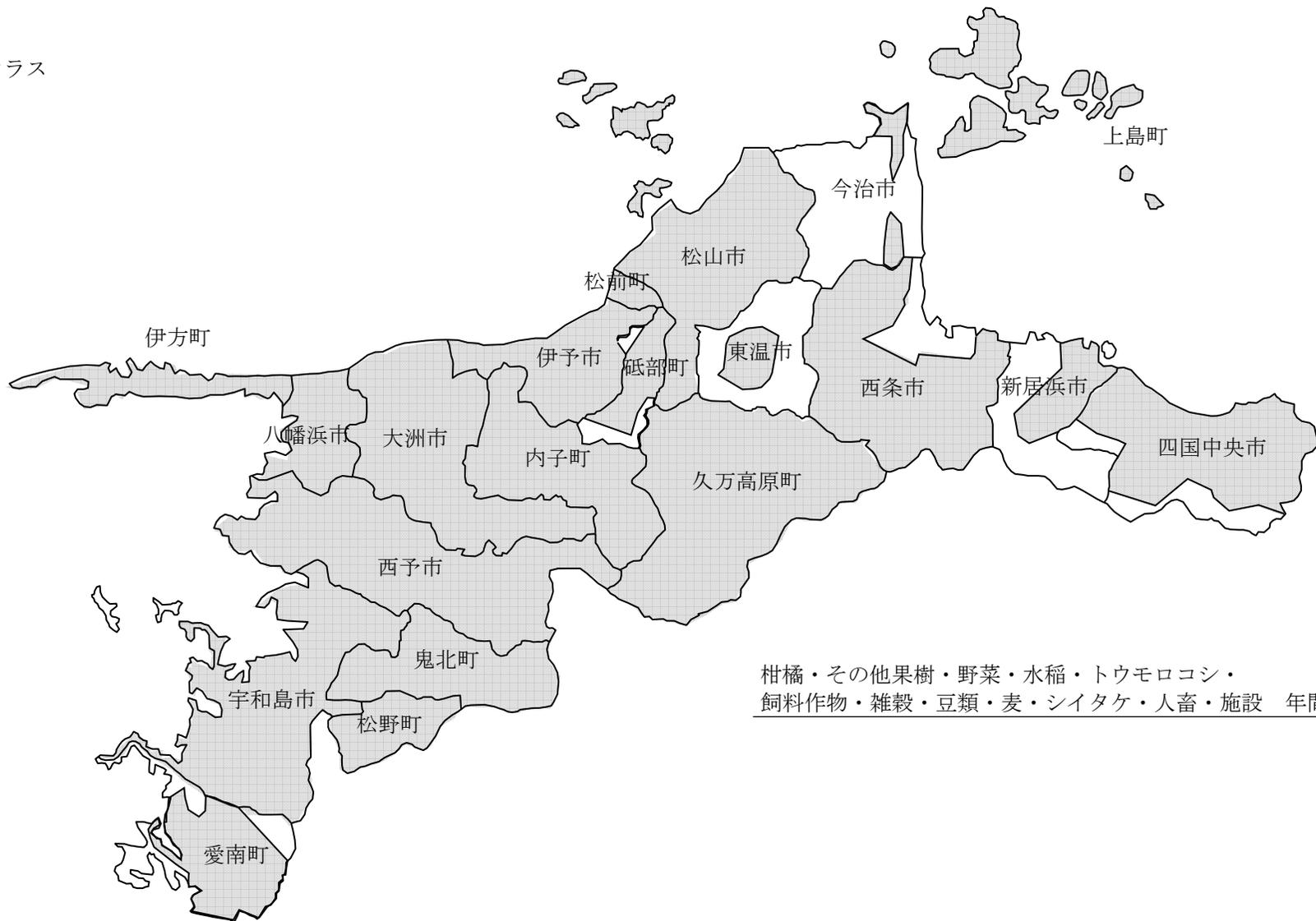
ア スズメ

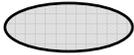


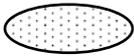
イ ヒヨドリ

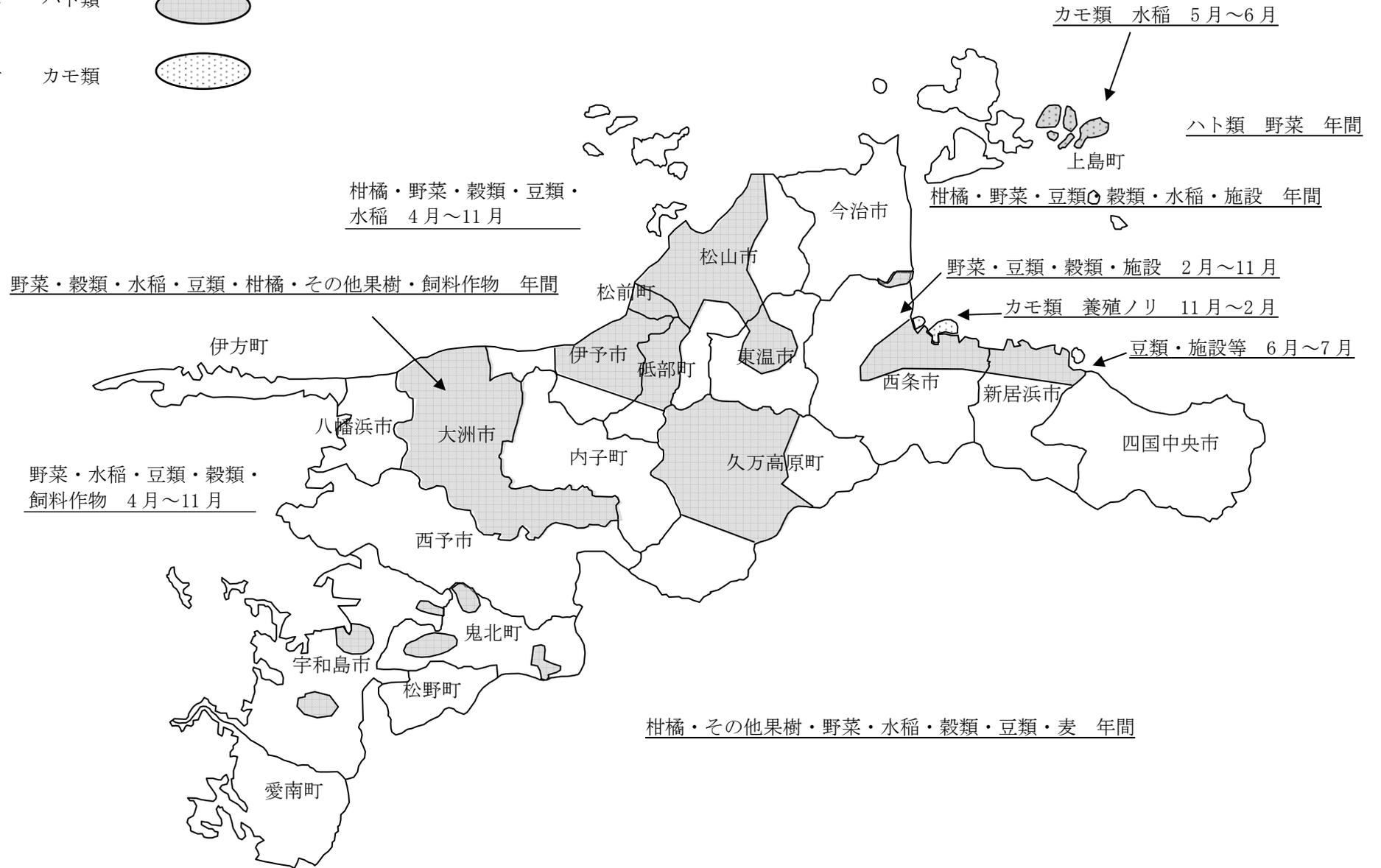


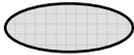
ウ カラス



エ ハト類 

オ カモ類 



- カ ムクドリ 
- キ メジロ 
- ク カワウ 

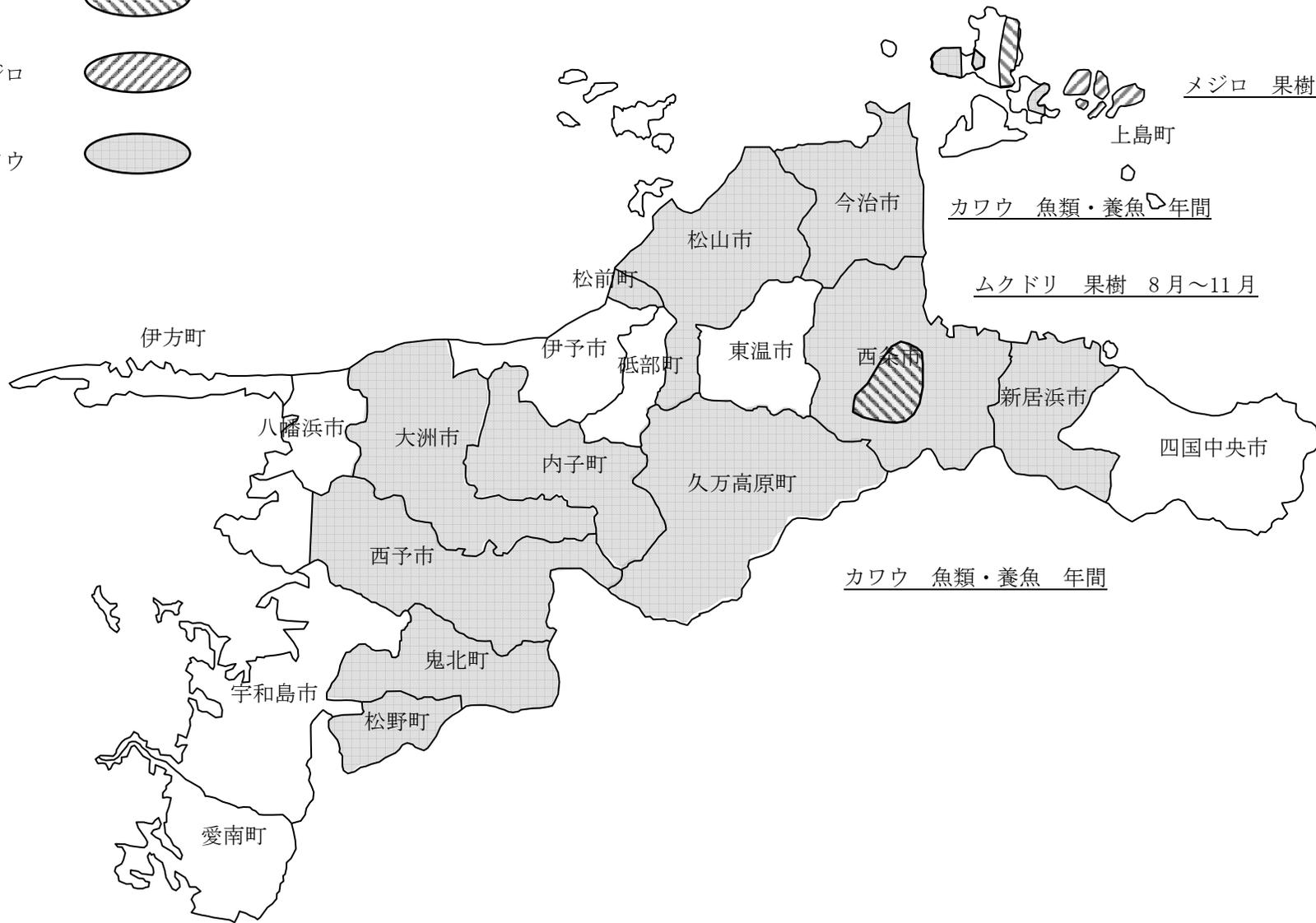
ムクドリ 果樹 10月～3月

メジロ 果樹 10月～4月

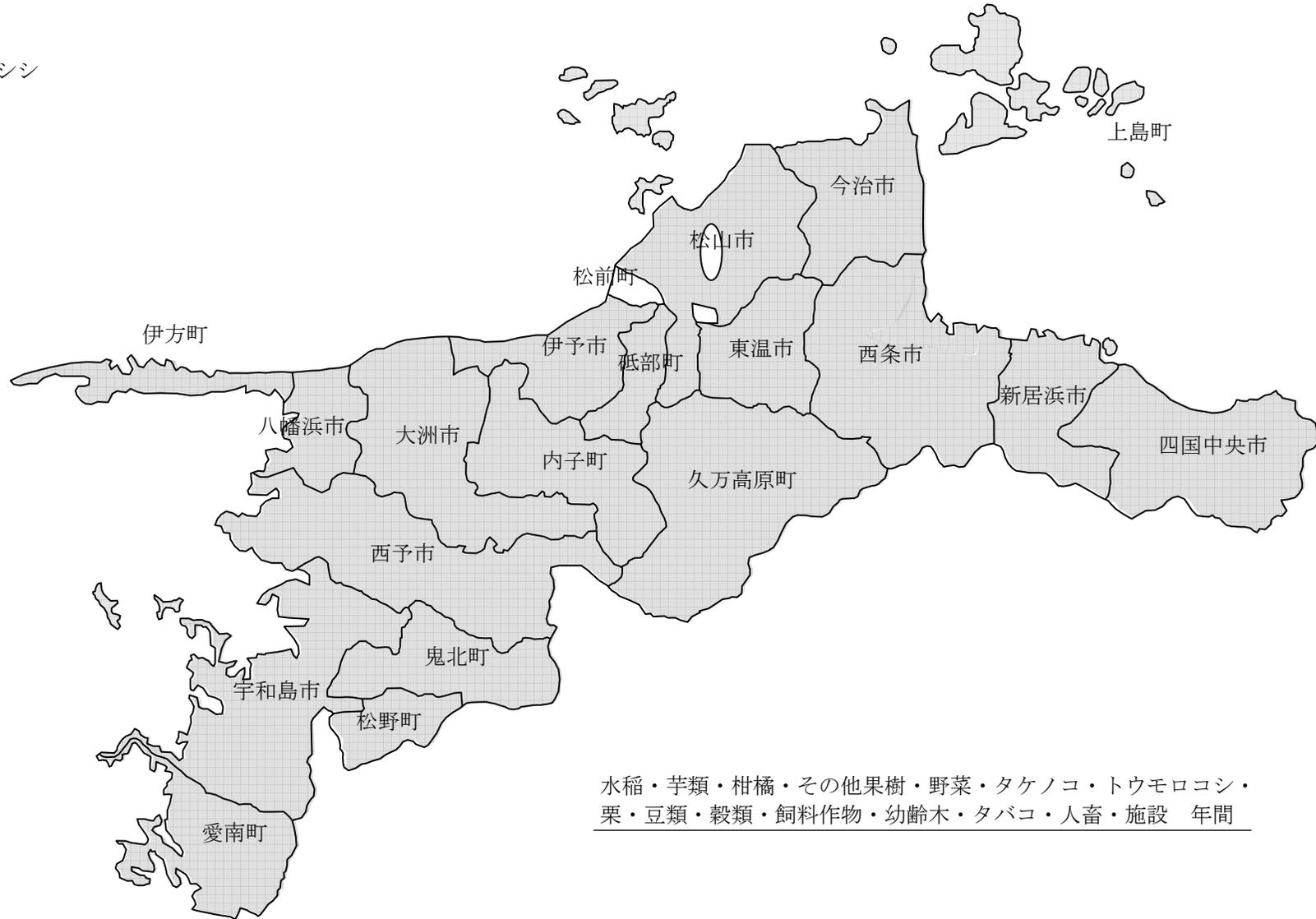
カワウ 魚類・養魚 年間

ムクドリ 果樹 8月～11月

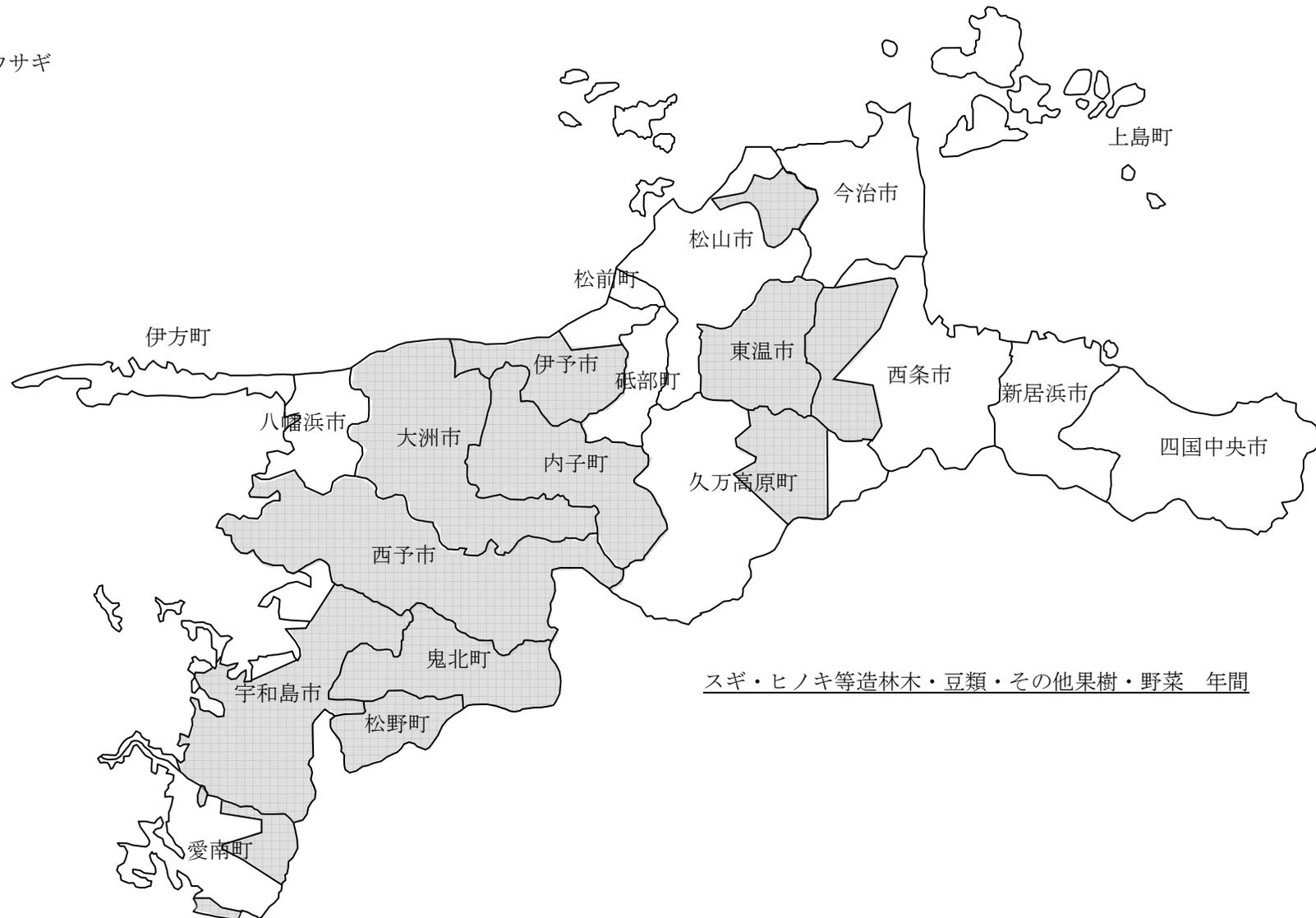
カワウ 魚類・養魚 年間



ケ イノシシ

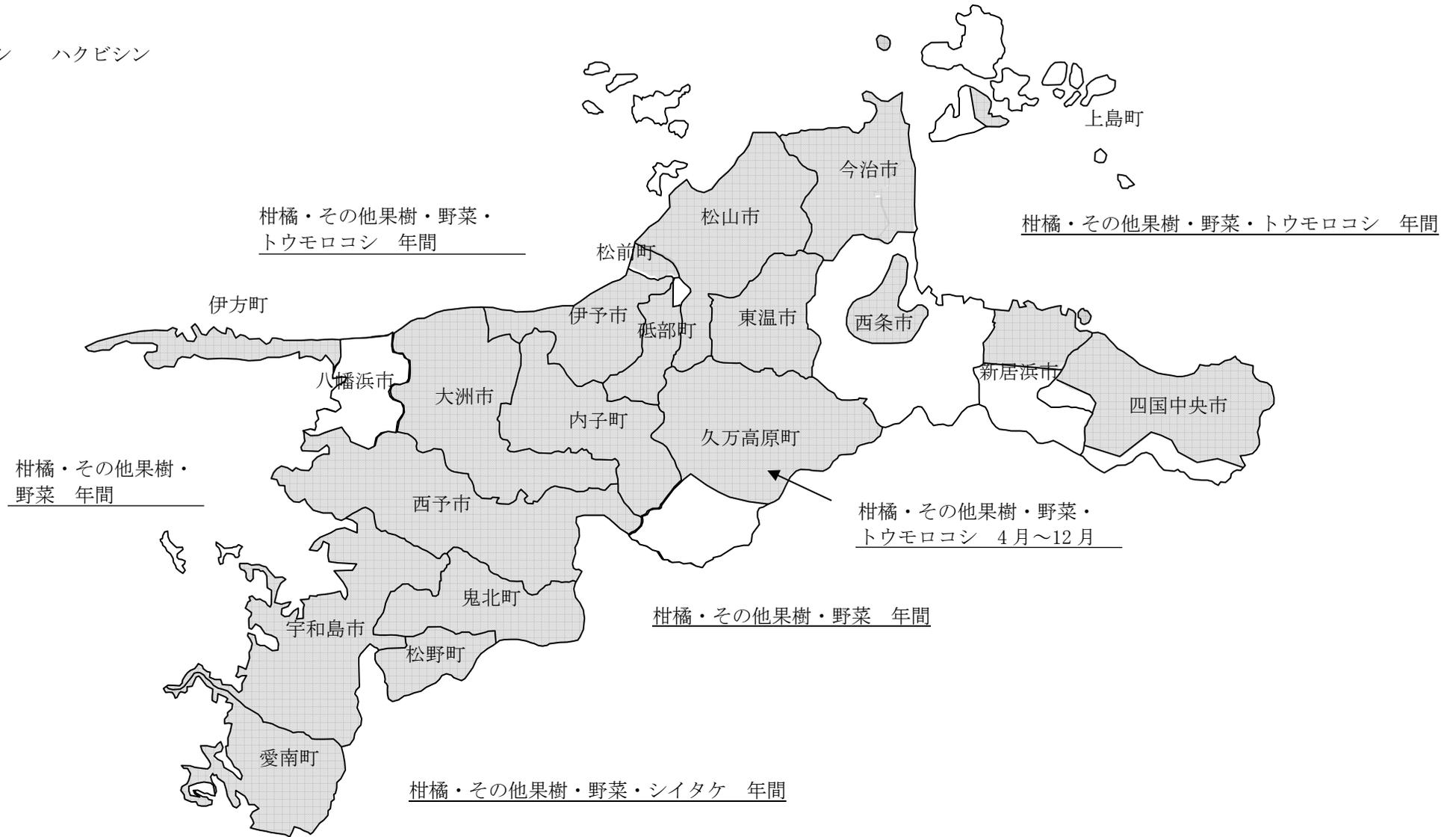


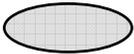
コ ノウサギ



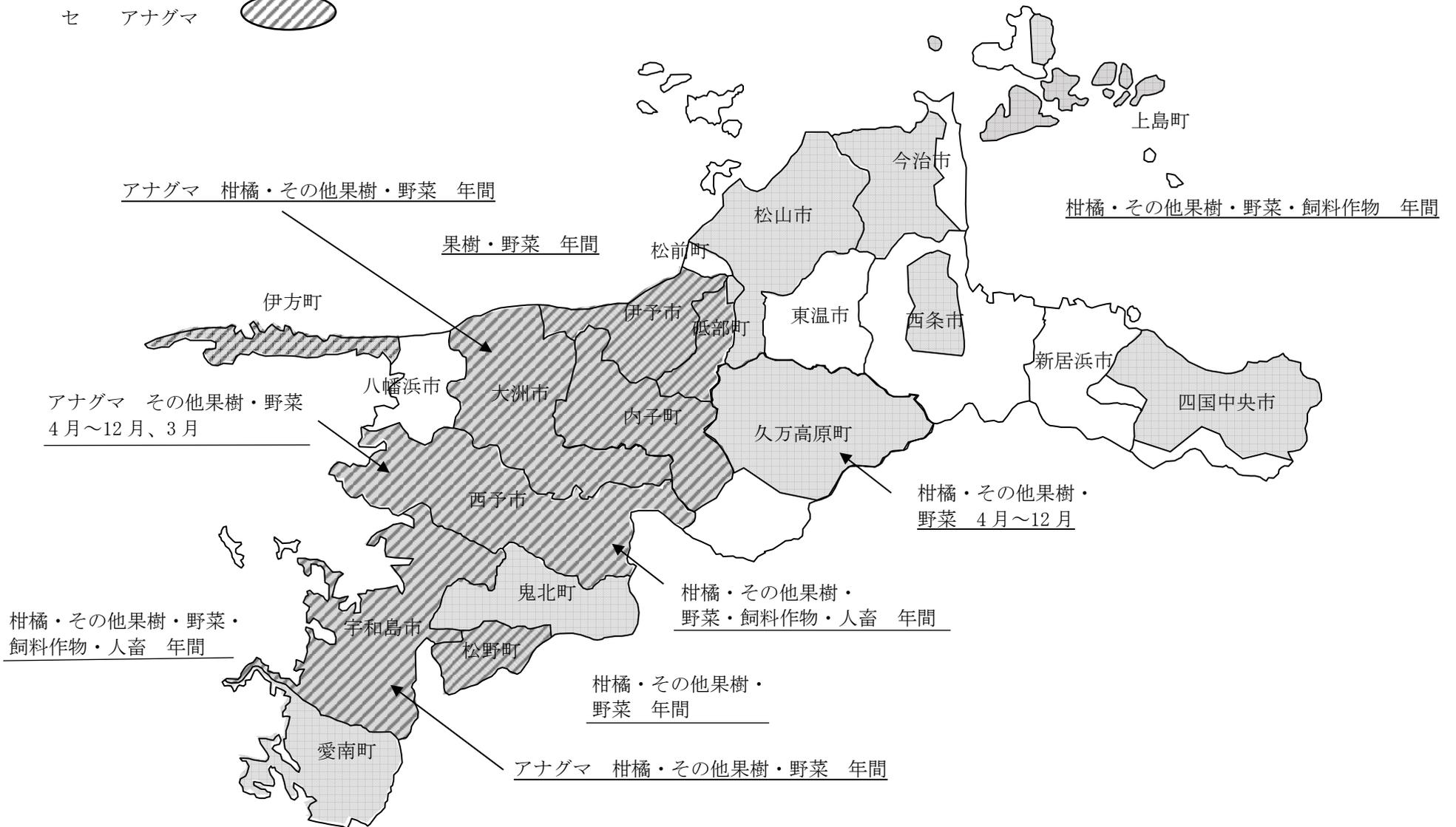


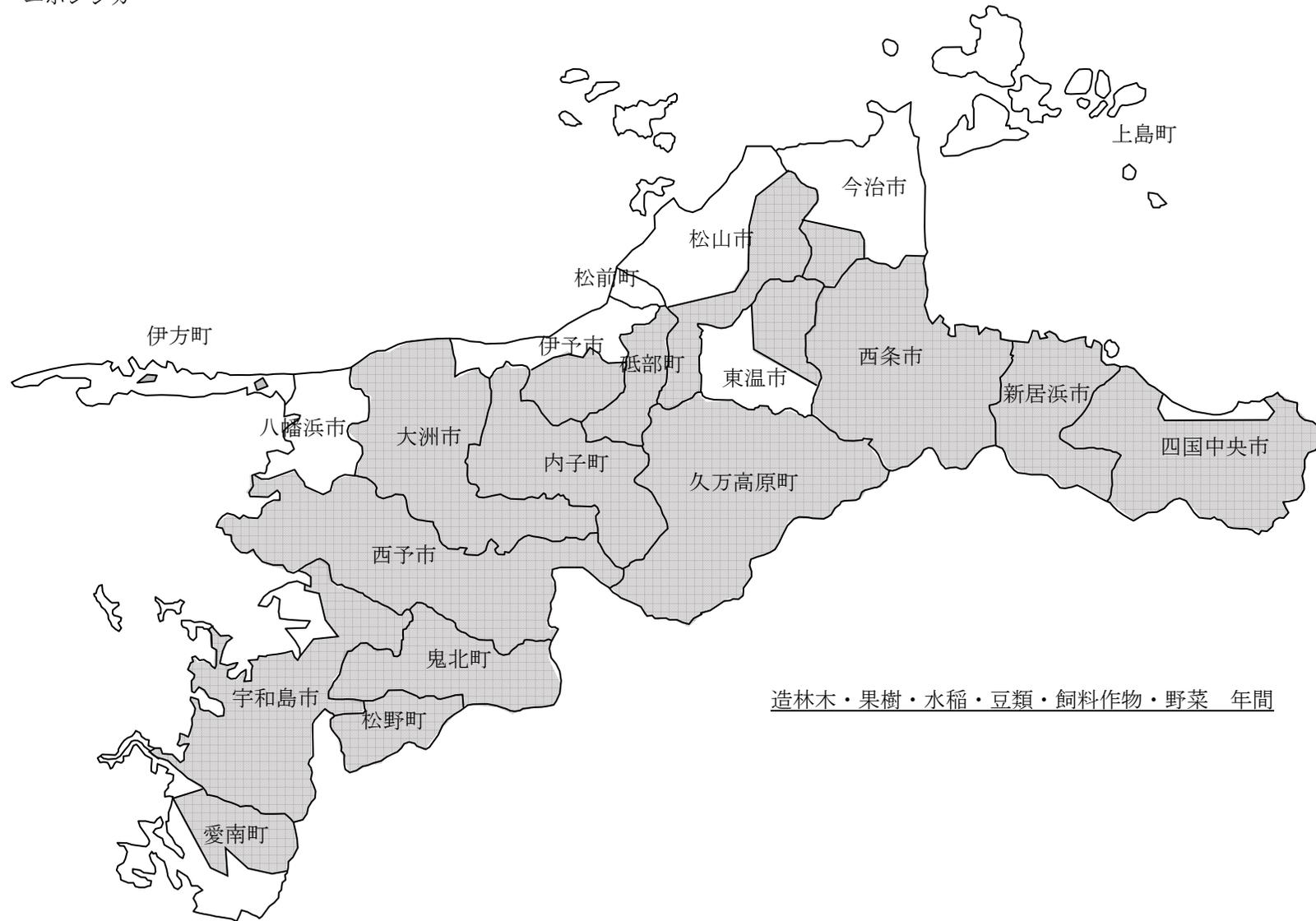
シ ハクビシン



ス タヌキ 

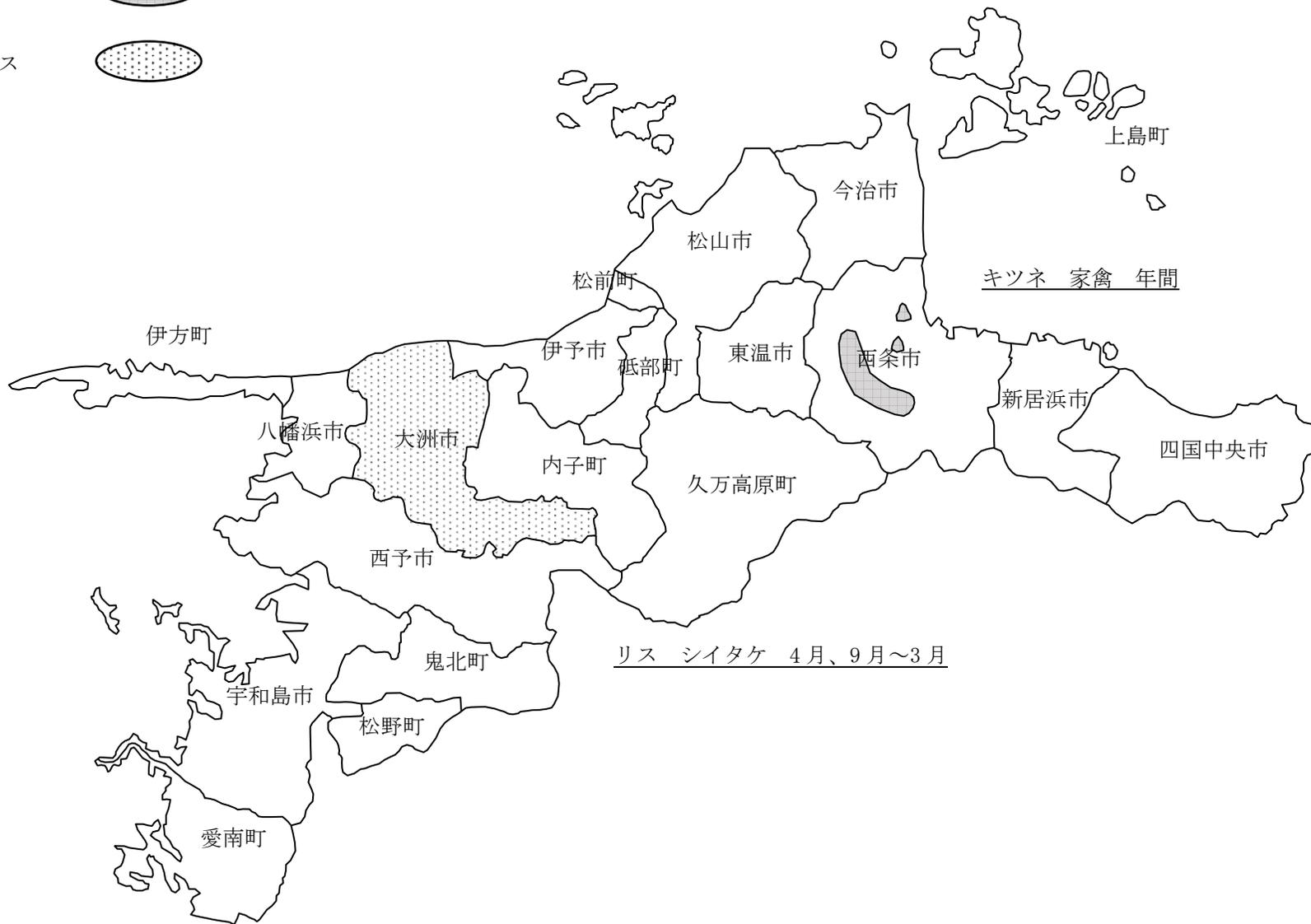
セ アナグマ 





タ キツネ 

チ リス 



### 3) 予察表に係る方針等

予察による被害防止の目的での捕獲（以下「予察捕獲」という。）対象となる鳥獣は、過去5年間程度の期間に、常時強い害性が認められる種とするものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りではない。

予察捕獲を実施するに当たっては、地域の実情に応じて、実際に被害が予察される鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとする。予察表においては、人身被害、事故及び農林水産物の被害の発生が予察される地区ごとに、農林水産物の被害・作付け、及び鳥獣の出没の状況等を勘案し、被害の発生地域及び時期等を予察するものとする。

また、予察表は、科学的な知見に基づき、計画的に毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的、計画的な実施に努めるものとする。

なお、予察表及び予察計画の作成・検討等、予察捕獲の実施に係る調整については、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づき設置された「鳥獣被害防止対策協議会」において行うことができるものとし、同法に基づく被害防止計画等との整合性を図るものとする。

## ③ 鳥獣の適正管理の実施

### 1) 方針

農林水産業の振興と鳥獣の保護及び管理の両立を図るため、市町、関係団体と連携しながら、被害等の著しい鳥獣について、その被害実態、生息状況、生態、特性等を把握するとともに、被害防止対策と保護及び管理について総合的に検討を行い、効果的な防除方法の確立に努め、鳥獣の適正な管理を行うものとする。

### 2) 防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画

(第9表)

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体群管理の実施等	備 考
有害鳥獣	各年度	1 愛媛県鳥獣害防止対策推進会議 (1) 鳥獣害防止対策の実施方針に関すること。 (2) 鳥獣害防止技術の確立に関すること。 (3) 鳥獣害防止対策の研究成果等の情報収集と普及に関すること。 (4) その他、鳥獣害防止対策に必要な事項に関すること。 2 地区鳥獣害防止対策協議会（5地区） (1) 鳥獣類被害の実態把握や防止対策等の情報交換。 (2) 近隣市町の連携方策。 (3) 被害防止対策に関する要望事項取りまとめ、事業の検討。 3 愛媛県鳥獣害防止対策班 (1) 鳥獣害防止対策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。 (2) その他、鳥獣害防止対策の推進に必要な事項。	

#### ④ 被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の設定

##### 1) 方針

被害の防止の目的のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。

##### 2) 許可基準

捕獲許可の対象者は、原則として次の要件を満たす者（市町が定める被害防止計画に基づき捕獲等を行う者を含む。）から選択するものとする。また、捕獲実施者の数は、捕獲に必要な人数とする。

ア 被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人若しくは法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）

イ 狩猟免許を有する者

ただし、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができると認められる場合にあっては、次に掲げるとき等は狩猟免許を有していない者にも許可することができるものとする。

(ア) 小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合。

a 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合。

b 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合。

(イ) 被害を防止する目的で、巢の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソカラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合。

(ウ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合。

(エ) 法人に対する許可であって、次の要件をすべて満たしたうえで、狩猟免許を有していない者を補助者として含む場合。

a 銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれていること。

b 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。

c 狩猟免許を有する従事者の監督下で捕獲を行うこと。

d 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

ウ 規則第67条第2項に該当する者

エ 被害等市町内若しくはその周辺に居住し、必要に応じ迅速に有害鳥獣捕獲活動に従事できる者

##### 3) 鳥獣の種類・数

ア 捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。

イ 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害等を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、又は卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。

ウ 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）とする。

ただし、第一種特定鳥獣保護計画の区域内において、当該特定鳥獣による被害等を防止する場合等については、当該計画における目標との整合に配慮する。

#### 4) 期間

ア 原則として、被害等が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。

イ 原則として、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。

#### 5) 区域

ア 捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な区域とする。

イ 捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないよう配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。

ウ 特定猟具（銃）使用禁止区域、特定猟具（銃）使用制限区域及び捕獲禁止場所において許可する場合は、危険防止を徹底するとともに、鳥獣保護区及び休猟区において許可する場合は、特に有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の保護及び管理の適正な実施が確保されるよう慎重に取り扱うとともに、第三者に疑惑を持たれる等のおそれのないよう処置するものとする。

#### 6) 方法

ア 従来の捕獲等又は採取等の実績を考慮した、最も効果があり、安全性が確保できる方法とする。ただし、法第36条及び規則第45条に規定する手段は、許可しないものとする。なお、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

イ 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

ウ 水鳥又は猛禽類の保護の観点から効果が見込まれる場合には、鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域制度の活用や鳥獣捕獲等事業における非鉛製銃弾の使用を検討する。また、非鉛製銃弾への切替えを促進するため、代替弾に関する情報提供に努め、捕獲した鳥獣を山野等へ放置しない等の捕獲個体の適切な取扱いについての普及啓発を進めるとともに、取締り等により、放置の禁止について徹底を図る。

エ 捕獲対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法をとる場合は、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう注意を払うものとする。 s s

#### 7) その他

ア 第二種特定鳥獣管理計画との関係

第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原則として、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。ただし、個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合は、被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする。

イ 被害防除対策との関係

原則として、被害防除対策ができない、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣、外来鳥獣については、この限りではない。

ウ 被害がまれである又は従来 of 許可実績が僅少な種の取り扱い

全国的な観点からは、被害等が生じることはまれであるか、又は従来 of 許可実績が僅少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定めるとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可する。ただし、外来鳥獣及び指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的な捕獲許可をする。

エ 再度の許可

許可を受けた捕獲期間内に目的が達成できない場合は、再度許可することができる。

オ 松山空港の区域内においての捕獲

松山空港の区域内において、航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣を捕獲する場合については、本許可基準にかかわらず許可できるものとする。

カ 狩猟期間中及びその前後の取扱い

狩猟期間中及びその前後における被害防止目的の捕獲許可については、被害防止の目的の重要性に鑑み、適切な期間で許可する。あわせて、捕獲行為自体が行われていないと誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応する。

(第10表)

許可権者	鳥 獣 名	許 可 基 準							被害農林水産物等	備 考
		方 法	区 域	時 期	日 数	1人当たり 捕獲羽(頭)数	許可対象者	留意事項		
市町長	スズメ	銃器・網	被害等 区 域	随 時	60日以内  ※被害が甚大で長期にわたる場合は、90日以内  ※ニホンザルのみ、箱わな及び囲いわなによる場合は、6ヵ月以内	被害等の防止の目的を達成するために必要な羽(頭、個)数	被害者又は被害者から依頼された者		水稻	
	ヒヨドリ	銃 器							柑橘・その他果樹等	
	カラス	銃器・わな							柑橘・その他果樹等・施設等	
	カワラバト (ドバト)	銃器・わな							野菜・穀類・豆類等	
	イノシシ	銃器・わな							水稻・芋類・柑橘・その他果樹等	
	ノウサギ	銃器・わな							造林木・豆類等	
	ニホンザル	銃器・わな							柑橘・その他果樹・野菜等	
	ハクビシン	銃器・わな							柑橘・その他果樹・野菜等	
	タヌキ	銃器・わな							柑橘・その他果樹・野菜等	
	ニホンジカ	銃器・わな							造林木・水稻・豆類等	
	その他	地域の特性や被害等の状況に応じて効果的な捕獲方法を検討し、個別に対処する。								

※予察捕獲の場合は、上記基準に関わらず、被害発生予察に基づき計画的に捕獲を行うものとする。

## ⑤ 被害の防止の目的での捕獲の適正化のための体制の整備等

### 1) 方針

被害の防止の目的での捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、農林水産業関係者等に対する捕獲制度の周知徹底及び指導・助言に努めるとともに、必要に応じて次に掲げる措置を実施するものとする。

特に、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するものとする。

#### ア 捕獲隊の編成

銃器による捕獲を行う場合は、捕獲を円滑に行い、捕獲効果を高めるとともに、銃器による危険を防止するため、捕獲隊（被害の防止の目的での捕獲を目的に編成された隊をいう。以下同じ。）を編成するものとし、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）と連携を図るものとする。その際、捕獲隊員等の選定については、技術の優れた者、捕獲のための出動の可能な者等を隊員として編成するものとする。なお、当該市町内では捕獲隊の編成が困難な場合等においては、市町の境界を越えた広域の捕獲隊を編成するものとし、その実施者の養成・確保に努めるものとする。

また、狩猟人口の減少、高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、従来の取組に加え、新たな捕獲の担い手を育成する取組を推進するよう努めるものとする。

#### イ 共同捕獲の実施

わなによる捕獲を行う場合は、わなの管理及び捕獲鳥獣の処理等を適正かつ安全に行う観点から共同捕獲に努めるものとする。

#### ウ 関係者間の連携強化及び被害防止体制の充実

被害等の防除対策にあっては、関係者が連携して円滑に捕獲を実施するため、地区鳥獣害防止対策協議会等を中心に連携の強化に努めるとともに、被害等が慢性的に発生している地域にあっては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等の防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制整備、効果的な取組事例の紹介、被害実態等の一般への情報提供により、的確な情報伝達及び効果的な被害防止対策が図られるよう努めるものとする。

## 2-4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準によるものとする。

(第11表)

目的	許可権者	許可基準					
		許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法	留意事項
博物館、動物園その他これに類する施設における展示	知事	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	目的の達成に必要な種類及び数 (羽、頭又は個)	6ヶ月以内	必要と認められる区域（原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。）	原則として、禁止猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	
養殖している鳥類の過度の近親交配の防止		鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類で目的の達成に必要な数（羽又は個）とし、放鳥を目的とする場合は放鳥対象地の個体とする。		必要と認められる区域（原則として規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。）	網、わな又は手捕。	放鳥を目的とする場合は放鳥対象地の個体とする。
鶺鴒漁業への利用		鶺鴒漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者	目的の達成に必要な数 (羽又は個)		手捕。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。		
伝統的な祭礼行事等に用いる目的		祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者(狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。)	目的の達成に必要な種類及び数 (羽、頭又は個)	30日以内	原則として、禁止猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする。（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）	
その他公益上必要があると認められる目的		捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。 環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うこととする。 特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の用途も考慮した上で判断するものとする。					

### 3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

#### 3-1 捕獲許可した者への指導

##### (1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする。豚熱（CSF）等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導を徹底する。被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにするものとする。特に、クマ類及びニホンカモシカについては、国内で密猟されたり、違法に輸入されたりした個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。

捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続きが必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせていることが確認できる鳥獣の放鳥獣は適切でないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。

##### (2) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導するものとする。

##### (3) 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施にあたっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導するものとする。

##### (4) 錯誤捕獲の防止

わなの適正な使用を徹底することに加え、クマ類やニホンカモシカの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、クマ類やニホンカモシカの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導する。

また、錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事業実施者に対し、事前の放獣体制の構築及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の実態について報告するよう指導する。なお、やむを得ず捕獲する場合は捕獲許可等の手続きを行うものとする。

### 3-2 許可権限の市町長への移譲

- (1) 法第9条第1項の規定に基づく鳥獣の捕獲等の許可に関する事務のうち、次に掲げるものに係るもの（2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。）は、市町長に移譲する。（愛媛県事務処理の特例に関する条例により平成12年4月1日移譲）
- ① 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で行う狩猟鳥獣、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、タイワンシロガシラ、ウソ、オナガ、ニホンザル、マングース及びノヤギの捕獲（国有林野又は県有林の区域内において国又は県が行うものを除く。）
  - ② 飛行場の区域内における航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲
- (2) 市町長が行う事務処理について、法、規則、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）及び本鳥獣保護管理事業計画に従った適切な業務の施行及び知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう助言するものとする。
- (3) 市町長は被害等の発生度の高い鳥獣の捕獲許可について、被害等の調査を早急に行い、効果が上がるように迅速に実施し、その他の有害鳥獣の捕獲許可は、その都度実態を把握し、実情に応じた措置を講ずるものとする。
- (4) 捕獲等又は採取等の許可にあたっての条件は、期間の限定、区域の限定、捕獲の方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮、猟具への標識の装着などについて付するものとする。
- (5) 捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町を含み申請が多数必要になる場合には、市町間の連携を図るなどにより制度の合理的な運用を図り、申請者に手続き上過度の負担を課すことのないよう配慮するものとする。

### 3-3 鳥類の飼養登録

#### (1) 方針

鳥類の違法な飼養を防止するため、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努めるものとする。

#### (2) 飼養適正化のための指導内容

- ① 登録の更新は、飼養個体と装着登録票（足環）を照合し確認した上で行うこと。
- ② 平成元年度の装着登録票（足環）導入以前から更新されているなどの長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等に関する高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
- ③ 装着登録票の毀損等による再交付は、原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合にのみ行うものとする。

### (3) 愛玩を目的とした飼養

愛玩を目的とした飼養に際しては次の事項に留意すること。なお、新規の愛玩を目的とした捕獲については認めないことから、飼養登録は更新及び譲渡の場合に限るものとする。

- ① 飼養はメジロに限る。
- ② 1世帯1羽までとする。
- ③ 譲渡にあたっては、譲渡の経緯等を確認し、違法に捕獲された個体でないことを十分に確認するとともに、1人が多数の飼養をする等不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めるものとする。
- ④ 愛鳥週間等の機会を通じ、広報等により周知徹底に努めるものとする。

### (4) 許可権限の市町への移譲

法第19条の規定に基づく飼養（県の機関において行うものを除く。）の登録に関する事務は、市町長に移譲する。（愛媛県事務処理の特例に関する条例により平成12年4月1日移譲）

市町長が行う事務処理について、法、規則、基本指針及び本鳥獣保護管理事業計画に従った適切な業務の施行及び知事に対する飼養の登録及び更新状況等の事務の執行報告が行われるよう助言するものとする。

## 3-4 販売禁止鳥獣等の販売許可

### (1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可にあたっては、次の①、②のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

- ① 販売の目的が法第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲したヤマドリの食用品としての販売など、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し、個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

### (2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）等とする。

オオタカの販売許可を交付する場合に付する条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足輪を装着させること等とする。

### (3) 許可権限の市町への移譲

法第24条第1項の規定に基づく販売禁止鳥獣の販売の許可に関する事務は、市町長に移譲する。（愛媛県事務処理の特例に関する条例により平成12年4月1日移譲）

市町長が行う事務処理について、法、規則、基本指針及び本鳥獣保護管理事業計画に従った適切な業務の施行及び知事に対する販売許可状況等の事務の執行報告が行われるよう助言するものとする。

### 3-5 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施にあたっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、法第38条の2第1項の規定による県知事の許可を得るとともに、麻酔薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得るものとする。

なお、近年、イノシシやニホンザルなどの鳥獣が市街地を含む人里に出没する機会が増えており、これら市街地への出没を減少させるためには、市街地等に接する里地里山等の環境管理、市街地等への出没の可能性を検知するためにICT等の新たな技術を活用した監視体制、出没リスクに応じた住民への適切な情報提供が必要である。また、出没時の追い払いや捕獲等の円滑な対応を可能とするためには、地方公共団体が中心となり、対応できる者の配置や連絡体制、各関係主体の役割分担を明確化し、対応方針を定めておく必要がある。

第四 特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域について地域の要望等にも配慮し指定するよう努めるものとする。

① 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家が密集した場所及び衆人群集の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

② 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）

③ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第12表)

区 分	既指定 特定猟具 使用禁止 区域(A)	本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域 (再指定を含む)						本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域							
		4年度	5	6	7	8	計(B)	4年度	5	6	7	8	計(C)		
銃猟に伴う危険を予 防するための区域	箇 所	74	箇 所	15	7	6	10	3	41						
	面積 (ha)	10,472.58	変動面積	3,199.65	512.51	382.5	1,981	670	6,745.66						
わな猟に伴う危険を 予防するための区域	箇 所		箇 所												
	面積 (ha)		変動面積												

区 分	本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に廃止または期間満了により消滅する 特定猟具使用禁止区域						計画期間 の増△減*	計画終了 時の特定 猟具使用 禁止区域 **	
	4年度	5	6	7	8	計(D)	4年度	5	6	7	8	計(E)			
銃猟に伴う危険を予 防するための区域	箇 所							15	7	6	10	3	41		74
	面積 (ha)							3,199.65	512.51	382.5	1,981	670	6,745.66		10,472.58
わな猟に伴う危険を 予防するための区域	箇 所														
	面積 (ha)														

\* 箇所数については (B)-(E)、面積については (B)+(C)-(D)-(E)、\*\* 箇所数については (A)+(B)-(E)、面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第13表)

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具 使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用 禁止区域名称	指定面積 (ha)	指定期間	備 考	特定猟具 使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用 禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備 考
令和4年度	松山市 " " 松山市・松前町・砥部町 今治市 " 新居浜市 " 西条市 " 四国中央市 西予市 " 愛南町 "	大可賀、久万ノ台 下伊台 泊 重信川河口 山越 鹿ノ子池 河北山 東田 中山 中山川 川之江 山田大池 神野久・永長 須ノ川 御荘港	850 18.95 68 465 126 66 760 110 160 25 32 5 354.7 31 128	10年	再指定 " " " " " " " " " " " " " "					
計		15箇所	3,199.65				箇所			
令和5年度	松山市 今治市 " 西条市 大洲市 四国中央市 砥部町	高浜 鈍川 イナズミ 寺尾池 大洲青年の家 関川上 砥部川下流、通谷池	5 28 18.8 0.71 289 24 147	10年	再指定 " " " " " " "					
計		7箇所	512.51				箇所			
令和6年度	松山市 " 宇和島市 新居浜市 西条市 西予市	湯ノ山 大池周辺 山財ダム 正木谷 本谷公園 夫婦池	98 119 37.5 70 42 16	10年	再指定 " " " " "					
計		6箇所	382.5				箇所			
令和7年度	松山市 " 宇和島市 " 西条市 伊予市 四国中央市 西予市 久万高原町 伊方町	東野 石風呂 中山池 源地公園 河原津 市場・上三谷 関川 今田 久万高原ふるさと旅行村 瀬戸ふれあい交流センター	1,075 250 62 7 49 351 62 9 105 11	10年	再指定 " " " " " " " " "					
計		10箇所	1,981				箇所			
令和8年度	松山市、東温市 砥部町 伊方町	北梅本町西岡 田ノ浦 せと風の丘パーク	280 340 50	10年	再指定 " "					
計		3箇所	670				箇所			
計		41箇所	6,745.66				箇所			

## 2 特定猟具使用制限区域の指定

### (1) 方針

法第35条第1項に規定する特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することができるが、とりわけ、休猟区解除後の区域については、集中的入猟が予想されるので、人身や財産に対する危険防止の観点から、必要に応じ、当該区域を特定猟具使用制限区域に指定するように努めるものとする。

## 3 指定猟法禁止区域の指定

### (1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって、環境大臣が指定する区域以外について指定するものとする。

特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況等を把握・分析し、関係機関及び土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じた時には、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

### (2) 指定猟法禁止区域指定内訳

(第14表)

指定年度	指定猟法禁止区域 指定所在地	指定猟法禁止区域 名称	指定面積 (ha)	備考
平成15年度	今治市	犬塚池鉛製銃弾使用禁止区域	40.0	期間指定なし
	松山市	山田新池鉛製銃弾使用禁止区域	1.8	
	西予市	柰所地区鉛製銃弾使用禁止区域	3.0	
計		3箇所	44.8	

## 第五 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

### 1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

第一種特定鳥獣保護計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとする。

計画の策定にあたっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき適正な保護の目標を設定できるよう、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行うものとし、当該鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護の目標を設定し、これに基づき、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の保護事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護を広域的・継続的に推進し、鳥獣の保護を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。

目標の達成状況の評価のために用いる指標は、生息数や捕獲・目撃地点の分布、単位努力量当たりの捕獲数や目撃数、被害額等、当該地域個体群の生息動向、確保すべき生息環境、被害状況等を示すものを選択し、指標のモニタリングを実施するとともに、各指標の特性を踏まえ、指標に応じて中長期的な視点での評価を行う。

なお、本計画における第一種特定鳥獣保護計画の作成の予定はないが、本計画期間内において、作成の必要が生じた場合は、随時作成するものとする。

### 2 第一種特定鳥獣保護計画に係る実施計画の作成に関する方針

本計画期間内に、作成の必要が生じた場合は随時作成するものとする。

### 3 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

#### (1) 第二種特定鳥獣管理計画の作成及び計画に基づく施策の方針

第二種特定鳥獣管理計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な視点に立って当該鳥獣の地域個体群の安定的な存続を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる。

目標の達成状況の評価のために用いる指標は、生息数や捕獲・目撃地点の分布、単位努力量当たりの捕獲数や目撃数、被害額等、当該地域個体群の生息動向、確保すべき生息環境、被害状況等を示すものを選択し、指標のモニタリングを実施するとともに、各指標の特性を踏まえ、指標に応じて中長期的な視点での評価を行う。

なお、第二種特定鳥獣管理計画は、イノシシ及びニホンジカ並びにニホンザルについて作成し、本計画期間内において、イノシシ及びニホンジカ並びにニホンザル以外の鳥獣に係る計画の作成の必要が生じた場合は、随時作成するものとするが、本計画との整合を図るため、原則として本計画の有効期間内で計画期間を設定する。

#### (2) 関係都道府県との連携に関する方針

都道府県の行政界を越えて分布する地域個体群の管理を関係地方公共団体が連携して実施するため、計画案については、法第7条第7項（第

7条の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。)に基づき計画の対象とする地域個体群がまたがって分布する都道府県(教育委員会を含む。)と協議するとともに、管理事業の一端を担うことになる計画対象区域に係る市町(教育委員会を含む。)と協議するものとする。

なお、日出前及び日没後において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等を含む指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することを想定している場合にあつては、第二種特定鳥獣管理計画の作成段階から、都道府県公安委員会との情報共有を行うものとする。

(第15表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
令和3年度	長期にわたる個体数の安定的な存続と農林被害等の軽減	イノシシ	令和4年度～令和8年度	県内全域	第5次計画 (第1次 平成16～平成18年度) (第2次 平成19～平成23年度) (第3次 平成24～平成28年度) (第4次 平成29～令和3年度)
令和3年度	長期にわたる個体数の安定的な存続と農林被害等の軽減	ニホンジカ	令和4年度～令和8年度	県内全域	第4次計画 (第1次 平成20～平成23年度) (第2次 平成24～平成28年度) (第3次 平成29～令和3年度)
令和3年度	長期にわたる個体数の安定的な存続と農林被害等の軽減	ニホンザル	令和4年度～令和8年度	県内全域	第2次計画 (第1次 令和2～令和3年度)

#### 4 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針

第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣であつて、第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を達成するために、本県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合には、あらかじめ、第二種特定鳥獣管理計画において、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項として、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者等を定めるものとする。

(注) ・実施計画の計画期間は第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内とする。

・指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画と整合を図るものとする。

## 第六 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

### 1 方針

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図るため、県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数等について必要な調査を行い、情報の収集・分析に努め、科学的知見に基づいた野生鳥獣の保護、管理を推進していくものとする。

### 2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

#### (1) 方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、以下の調査を必要に応じ実施するものとする。

また、情報の集積が少ない鳥獣については、それらの種の生息状況等に応じて適切な調査を積極的に実施するものとする。その実施にあたっては、被害対策調査の結果を活用するなど、関係機関との連携を図りつつ、既存の情報の収集を図るものとする。

なお、法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定される鳥獣については、生息状況等の調査を関係省庁や研究機関等と連携して行い、保護及び管理の状況についても、連携して情報収集・分析に努めるものとする。

#### (2) 鳥獣生息分布調査

県内に生息する鳥獣の種類、分布、繁殖の状況及び出現の季節等とともに、必要に応じて、鳥獣の生態を調査するものとする。調査の方法は、既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査及び現地調査等とし、また、捕獲報告の活用や捕獲努力量調査の実施も検討するとともに、他の地域との比較や経年的変化の把握が可能な手法を用いるものとする。なお、県内に生息する鳥獣（狩猟鳥獣を除く。）のうち、保護対策及び管理対策上重要な種については、最新の調査に基づいて鳥獣生息分布図を作成するものとする。

#### (3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

県内のガン・カモ・ハクチョウ類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数や生態を調査するものとする。調査は、毎年1月中旬の全国的な一斉調査を基本として実施するものとする。

(第16表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
加茂川流域、黒瀬ダム、 重信川河口、鹿野川ダム等 主な渡来地 約300箇所	毎年度	例年の全国一斉調査を基本とし、カモ類センサスの日（1月15日～1月17日）前後に分布調査を実施する。調査にあたっては、日本野鳥の会愛媛と連携の上、調査精度の向上に努める。	

#### (4) 狩猟鳥獣生息調査

主要な狩猟鳥獣の生息状況、生息環境の変化及び捕獲等の状況を調査するものとする。

イノシシ、ニホンジカ等特にその保護及び管理に留意すべき鳥獣については、狩猟者から捕獲等の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日及び捕獲努力量等の捕獲に関する情報を収集・分析すること等により、生息状況等の把握に努めるものとする。

(第17表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
狩猟鳥獣全般	毎年度	狩猟者登録を受けた者から捕獲等の報告を収集し、分析する。	
キジ、ヤマドリ	毎年度	初猟日（11月15日）に狩猟者等からの聞き取りにより出合い数調査を実施する。	狩猟一斉取締りにあわせて実施

## (5) 第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査

(第18表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
イノシシ	毎年度	捕獲等情報、密度指標調査及び被害状況調査を行う。 捕獲等情報及び密度指標を用いた個体数推定を行う。	
ニホンジカ	毎年度	捕獲等情報、密度指標調査及び被害状況調査を行う。 捕獲等情報及び密度指標を用いた個体数推定を行う。	
ニホンザル	毎年度	捕獲等情報調査及び被害状況調査並びに対策を強化すべき加害群のモニタリング調査を行う。	

## 3 法に基づく諸制度の運用状況調査

## (1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区等の指定及び管理等を適正に行うため、既指定鳥獣保護区等又は新規指定予定鳥獣保護区において鳥獣の生息状況、生息環境及び被害等の調査を行うものとする。

(第19表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
滑床成川、黒瀬ダム、谷上山、皿ヶ峰三坂峠、笠方、小田深山、須賀川ダム、白滝、多田	令和4年度	期間更新を予定している鳥獣保護区について、5～7月（繁殖期）と11月～2月（越冬期）にそれぞれ現地調査等を行い、生息鳥類の種類、生息状況、生息環境等を総合的に把握し、また、特別保護地区が含まれる場合、鳥獣の生育及び繁殖に特に重要な役割を担う生息環境の詳細を把握する。 なお、新規指定予定の鳥獣保護区については、鳥獣保護区の指定効果を把握するため、指定から5年間継続して調査する。	
高縄、篠山、諏訪崎、阿島長野、佐礼谷、三島嶺南、卯之町、伏越、高茂、忽那七島海域、千足宮内	令和5年度		
葛籠尾、亀谷、玉川ダム、宝股山、西山、大宝寺、西谷	令和6年度		
横吹、奥之院、岩屋寺	令和7年度		
富士山、松山城、笛ヶ滝、永木、小藪	令和8年度		

## (2) 捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲（登録狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）においては、捕獲を行った者から、法令に基づき、捕獲場所、鳥獣種別捕獲数、処置の概要を報告させているほか、必要に応じ捕獲年月日、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別、捕獲努

力量、目撃数等も報告させているところであるが、収集する情報については、科学的な鳥獣の保護及び管理の推進に必要な情報の種類・項目を整理し、収集すべき情報の規格化（標準化）を進めるとともに、捕獲情報の報告の仕組みについて見直しを図る。特に、指定管理鳥獣については、収集した捕獲等の情報から、単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や、個体数の推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価するよう努めるものとする。

また、錯誤捕獲については、必要な情報の項目（鳥獣種、数、捕獲日、場所、錯誤捕獲された際の状況及び捕獲後の対応等）を整理し、報告の仕組みについて検討した上で、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態の報告を求めるものとする。

### **（3）制度運用の概況情報**

法に基づいて行う制度の運用の概況を把握するよう努めるものとする。また、調査等により得られた情報については、計画の作成や変更に適宜反映させるよう、努めることとする。

## **4 新たな技術の研究開発**

### **（1）捕獲や調査等に係る技術の研究開発・普及**

銃猟について、従来の巻き狩りのみならず、誘引狙撃や夜間銃猟等、様々な猟法を組み合わせた捕獲技術を開発するよう努めるものとする。わな猟について、新しい猟法の開発やICT等を活用した捕獲技術の普及及び錯誤捕獲の少なくくりわなやはこわなの改良を進めるよう努めるものとする。また、これまで使用されていない手法も含めて捕獲技術の開発及びそのリスク評価を進めるよう努めるものとする。

また、鳥獣の生息状況を効果的に把握するための調査技術について、その開発を進め、普及に努める。

### **（2）被害防除対策に係る技術開発・普及**

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の被害発生メカニズムを明らかにし、ICT等の新たな技術も活用しながら、被害の防止、鳥獣の忌避や追い払いなどの技術開発を進め、普及に努める。また、鳥獣の人の生活圏への出没による人身被害を予防する観点からも環境の管理等による鳥獣の誘引防止等の被害防除対策に資する技術開発を進め、普及に努める。

### **（3）捕獲個体の活用や処分に係る技術開発・普及**

捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に関する技術開発を進め、普及に努める。

第七 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政担当職員については、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況等を勘察し、鳥獣保護管理事業の実施に支障がないよう適切な措置を講ずるものとする。特に、法に基づく各計画の作成、計画に基づく事業の実施及び事業の結果の評価について、国や大学等が実施する研修等を受講させ、専門的知見を有する職員の育成に努めるものとする。

また、行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修を行い、専門的知識の向上を図るものとする。

なお、市町、近隣県等との積極的な連携に努めるとともに、必要に応じて地方検察庁、警察当局等の協力・連携を図るものとする。

特に、鳥獣被害防止特措法の施行を受けて、鳥獣行政における市町の役割が大きくなっていることから、市町の担当職員への定期的・計画的な研修又は情報等の提供を行うことにより、鳥獣の保護及び管理に係る専門的知識の向上に努めるものとする。また、国、県、大学、民間団体の提供する研修や講座等において連携を進め、鳥獣の保護及び管理に係るカリキュラムにおいて最低限受講すべき内容について検討を進める。

(2) 設置計画

(第20表)

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本 庁 県民環境部 環境局 自然保護課	1	2	3	1	2	3	鳥獣保護管理行政全般
うち専門的知見を有する職員	0	0	0	1	0	1	
出 先							鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の 採取等の規制に関すること
東予地方局農林水産振興部森林林業課		1	1		1	1	
〃 四国中央森林林業振興班		1	1		1	1	鳥獣の飼養、販売等の規制に関すること
〃 今治支局森林林業課		1	1		1	1	鳥獣保護区に関すること
中予地方局農林水産振興部森林林業課		1	1		1	1	狩猟免許に関すること
〃 久万高原森林林業課		1	1		1	1	狩猟者登録に関すること 等
南予地方局農林水産振興部森林林業課		1	1		1	1	
〃 愛南森林林業振興班		1	1		1	1	
〃 八幡浜支局森林林業課		1	1		1	1	
〃 八幡浜支局肱川流域林業振興課		1	1		1	1	
うち専門的知見を有する職員	0	0	0	0	0	0	

(3) 研修計画

(第21表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容・目 的	備 考
野生生物研修	環境省	12月	1回	全国	2人	鳥獣関係司法警察員が鳥獣行政遂行上必要な専門的知識を習得する	
鳥獣行政担当者研修	県	5月	1回	全県	12人	鳥獣行政担当者が鳥獣行政遂行上、必要な知識等を習得する	
特定鳥獣保護管理研修	環境省	随時	随時	全国	1人	鳥獣行政担当者が特定鳥獣の保護管理に必要な知識を習得する	

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

鳥獣保護管理員の役割は、近年の鳥獣による農林水産業への被害拡大を背景にした地域の鳥獣の保護及び管理に関する助言、指導、また、鳥獣保護区における環境教育の推進等、従来の狩猟取締り、鳥獣保護区管理、鳥獣生息状況調査等といった活動以外に新たな要請が生じていることから、さらなる活動の充実を図る必要がある。

このようなことから、鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣保護への熱意を有する人材から任命するものとする。総数は、市町数に見合う数を目標とするが、市町村合併に鑑み、より地域に密着した活動が可能となるよう、鳥獣保護区数、狩猟者数等を勘案し、地域の実状に合わせて適正に配置するものとする。また、研修等の実施により資質の維持・向上に努めるものとする。

(2) 設置計画

(第22表)

基準設置数 (A)	令和3度末		年 度 計 画						
	人員(B)	充足率(B/A)	令和4度	令和5度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計(C)	充足率(C/A)
52人	52人	100%	一人	一人	一人	一人	一人	52人	100%

(3) 年間活動計画

(第23表)

活動内容	実 施 時 期												備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣保護区等の管理	←												→	
狩猟取締り								←						→
一般県民及び狩猟者の指導	←								→					
鳥獣保護思想の普及啓発	↔							↔						

#### (4) 研修計画

(第24表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容・目 的	備 考
鳥獣保護管理員研修	県(地方局)	4月	1回	ブロック別(地方局)	52人	鳥獣保護管理員が鳥獣保護管理法等関係法令、鳥獣保護管理事業等に関する知識を習得する。	

### 3 保護及び管理の担い手の育成及び確保

#### (1) 方針

鳥獣の保護及び管理の強化が求められている地域においては、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発現状況も踏まえた有害鳥獣捕獲や第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理等の適正かつ効果的な実施及び地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護及び管理の担い手となる人材の育成及び確保に努めるものとする。

#### (2) 研修計画

(第25表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容・目 的	備 考
鳥獣保護管理員研修	県(地方局)	4月	1回	ブロック別(地方局)	52人	鳥獣保護管理員が鳥獣保護管理法等関係法令、鳥獣保護管理事業等に関する知識を習得する。	
鳥獣害防止対策研修会	県	8月	1回	全県	100人	鳥獣の生態や被害防止対策に関する知識及び技術の向上を図る。	

#### (3) 狩猟者の育成及び確保のための対策

本県の狩猟者登録数は、基本的には減少傾向にあるものの、平成17年度に4千人を割って以降はほぼ横ばいで推移している。内訳をみると、第一種銃猟が減少する一方で、わな猟が増加している。また、狩猟免許所有者の数も、基本的には減少傾向にあるものの、平成15年度以降は約5千人前後で推移している。年齢をみると、近年、60歳以上が6割強を占め、狩猟に携わる人の高齢化が進行している。

鳥獣の保護及び管理の担い手である狩猟者の育成及び確保は重要な課題であることから、狩猟者団体等の協力も得て、その実態を詳細に把握するとともに、狩猟者減少防止策のみならず、減少に歯止めをかけ増加に転じる策等を検討し、有効な対策を講じるものとする。そのため、銃猟を始めとした狩猟免許取得促進のための取組を継続することに加え、捕獲技術の向上を図り、継承していくための仕組みづくりと捕獲事業等に取り組む事業者の負担軽減が重要である。この問題に対処するため、狩猟に関するシンポジウム等を開催して情報発信や情報提供を行い、狩猟者のみならず一般県民等に対して広く普及啓発を行う。また、効率的な捕獲情報の収集やその電子化を行うことで、狩猟者の負担軽減や情報共有を図る。

#### (4) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保

狩猟者の高齢化が進む中で、ニホンジカやイノシシなどの鳥獣が急速に増加して生息分布が拡大し、生態系、農林水産業、生活環境への被害が深刻

化している。このような中、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、従事者が適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する鳥獣捕獲等事業を実施する法人について、愛媛県は2者を認定しているところであり（令和3年11月時点）、引き続きその育成・確保を進めていくことが重要であり、講習会等の開催や「認定鳥獣捕獲等事業者制度」をホームページ等により広く周知するなどにより、引き続き認定鳥獣捕獲等事業者の育成及び確保に努めるものとする。

#### (5) 地方公共団体の役割

県は、国の策定する基本指針に即して鳥獣保護管理事業計画を作成し、鳥獣の保護及び管理の方向性について示すとともに、当該計画に基づく施策を実施する。また、国の施策との連携・協力を努めるとともに、県境を越えて広域的に分布又は移動する鳥獣の地域個体群の保護又は管理に当たっては、隣県などの関係自治体との連携の確保に努める。

さらに、市町が行う被害防止対策のみによっては被害を十分に防止することが困難である場合には、関係市町との連携を図りつつ、広域的な捕獲を強化するなど、市町との連携に一層努める。

### 4 取締り

#### (1) 方針

法に基づく鳥獣の保護と適正な狩猟が行われるように指導を行うものとし、特に、狩猟取締りについては、違反行為に加え、事故の未然防止に重点をおくものとする。

また、狩猟期間中においては、必要に応じ、関係警察署と連携して一斉取締りを実施するものとする。

なお、狩猟者に対しては、狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底も図るものとするとともに、違反が多発する地域がある場合は、鳥獣行政担当職員、鳥獣保護管理員等による巡回を重点的に行うものとする。

#### (2) 年間計画

(第26表)

重点事項	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
狩猟違反取締り									←				→	狩猟期間中の取締りは、出猟が見込まれる週末を中心に、巡回を強化する。また、特に出猟が見込まれる初猟日、終猟日には、関係機関と連携の上、一斉取締りを行う。
違法捕獲、違法飼養等取締り	←												→	愛玩飼養又は販売を目的とした密猟の取締りを重点的に行う。

### 5 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源は、主として狩猟税収入を充てることとし、法定目的税としての狩猟税の趣旨を踏まえた上で、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に係る行政の推進に効果的な活用を図るものとする。

## 第八 その他

### 1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

本県の鳥獣の生息状況は、海岸地域の暖温帯植生から石鎚山系の亜高山植生まで植物相の多様性に富み、良好な自然環境が残っていることから、豊かな動物相を育んでおり、鳥類336種、哺乳類48種と多くの種が確認されているが、開発等の影響により、一部の種においては種の存続が懸念されている。

鳥類については、夏季の石鎚山系の自然林では、高山鳥で有名なホシガラスをはじめ、カヤクグリ、ルリビタキ、メボソムシクイ、エゾムシクイ、ビンズイ、コマドリ（県鳥）等の繁殖が見られ、加茂川や重信川などの河口の干潟では、シギ類、チドリ類、サギ類、カモメ類などの水鳥が多く見られる。また、最近では絶滅危惧種であるナベヅルの飛来が県内数箇所を確認されている。しかし、スズメやヒヨドリによる農作物被害、カラスやハト類による家屋等への被害や人口の多い市街地でのふん害が増大し、人間との軋轢が生じている。

哺乳類については、本州、九州とほぼ共通の種で構成されており、国指定特別天然記念物であるニホンカワウソ（県獣）については、四国西南部が日本最後の生息地と言われている。イノシシは、県内全域に生息し、近年、里地里山を中心にその生息域を拡大しているため、農林業被害等、人間との軋轢が深刻化している。また、ニホンジカは県内山地に局所的に生息していたが、生息分布が拡大し農林業被害が増大するとともに、これまで生息が確認されていなかった石鎚山系でも自然植生被害が確認されている。ニホンザルは、近年、里地里山にも出現するようになり、各地で生活環境被害を訴える声が増大している。

### 2 狩猟の適正化

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の実情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を、必要に応じてきめ細かに実施するよう努めるものとする。

また、各種制度の運用にあたっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直すよう努めるものとする。

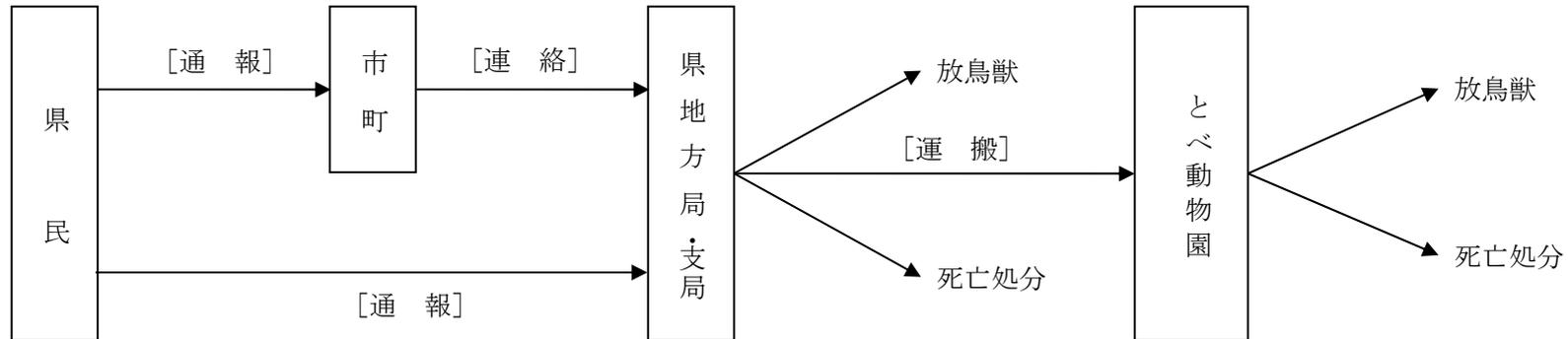
### 3 傷病鳥獣救護への対応

#### (1) 方針

傷病鳥獣の救護体制については、治療及びリハビリテーションを（公財）愛媛県動物園協会に委託して実施しているが、必要に応じ、市町、獣医師（団体）、自然保護団体等と連携しながら、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰に努めるものとする。

また、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することがないように、県民に対して周知徹底を図るものとする。

## (2) 体制



## (3) 傷病鳥獣の個体の処置

救護個体の取扱いについては、鳥獣保護管理法、種の保存法、外来生物法等関係法令に基づく必要な手続を行うとともに、早急に救護し、野生復帰等に努めるものとするが、特定外来生物に該当する鳥獣は、原則として、できる限り苦痛を与えない方法で致死させるものとする。ただし、外来生物法による手続を経た上で終生飼養が可能な場合は、この限りでない。

なお、救護にあたっては、収容すべき目的及び意義を明確にし、これらを踏まえ収容すべき鳥獣種の選定等を検討するとともに、野生復帰が不可能な鳥獣又は野生復帰させることが農林水産業等への被害等の原因となるおそれのある鳥獣等については、地域の実状に応じて、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法による致死など対応を検討するものとする。

## (4) 感染症対策・普及啓発

収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症の感染の有無を把握する。仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）等の関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局と調整し、適切な対応を取る。

なお、救護に携わる者に対し、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行う。

## (5) 放野

放野は、以下のような考え方を基本として対応するものとする。

- ① 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していること等を確認する。
- ② 発見保護された場所で放野することを基本とし、それが不相当又は困難な場合には遺伝子的な攪乱を及ぼすことのないような場所を選定する。
- ③ 感染症に関する検査や治療を行い、野生鳥獣の間で伝播する感染症を予防する。

## 4 油等による汚染に伴う水鳥等の救護

大規模な油污染事故等複数の行政区域にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合に備え、関係地方公共団体が、互いに情報の収集や提供等を行い、救護活動が円滑に実施されるよう、あらかじめ、連絡体制を整備するよう努めるものとする。また、民間を含めた地域の関係者に対し、環境省が実施する研修を受講させるよう努めるものとする。

## 5 感染症への対応

生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼養等に影響の大きい野生鳥獣に関する感染症に備え、専門的な知見に基づく情報収集や野生鳥獣の感染状況等に関する調査をはじめとし、関係部局と連携したサーベイランス等を日頃から実施し、情報の共有を行う。また、それらの感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、事前に国及び県内の関係機関との連絡体制を整備する。野生鳥獣に関する感染症は、鳥獣行政のみならず公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の多くの担当部局に関連するものもあるため、これらに関する部局が連携して対策を実施することが必要である。また、関係する機関等に加え、県民に対して適切な理解を促すなどの普及啓発を行う。

### (1) 高病原性鳥インフルエンザ

野生鳥獣や家きんなど主に鳥類の間で伝播する感染症であり、畜産業への影響も大きく、海外では人への感染事例も報告されていることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」及び「愛媛県野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアル」に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携を図りながら適切な調査に努めるものとする。

野鳥の異常死の早期発見や発生時の対応体制を強化するために、野鳥の生息状況の把握、死亡野鳥調査等の野鳥サーベイランス及び野鳥緊急調査等を実施する人材の育成・確保に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わりや、野鳥との接し方等について、住民への情報提供や普及啓発等を適切に実施する。

### (2) 豚熱 (CSF)、アフリカ豚熱 (ASF)

平成30年に国内で26年ぶりに発生して以降、野生イノシシにおける豚熱感染が継続して確認されていることから、家畜衛生部局等と調整しながら野生イノシシにおける感染確認検査を実施するとともに、隣接県、関係市町、関係団体等と連携しながら防疫措置を含む捕獲強化等の対策を一層推進することにより、感染収束に努める。なお、捕獲を実施するにあたっては、狩猟者や捕獲従事者に「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和元年12月環境省・農林水産省公表）」等に基づいた防疫措置を徹底し、捕獲等を実施するよう指導する。また、野生イノシシが豚熱ウイルスで汚染された肉製品を食べること等で感染・まん延につなげるおそれがあることから、ごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等の徹底について、関係部局と連携しながら、関係市町、関係機関、関係団体等に対し積極的に普及啓発を行う。

アフリカ豚熱については、現在、国内での感染は確認されていないが、アジア地域で広く感染が拡大しており、国内への侵入リスクが高まっている。

アフリカ豚熱ウイルスが我が国に侵入し、野生イノシシにまん延した場合はその影響が大きいと考えられることから、家畜衛生部局等と連携・協力しながら、野生イノシシにおける感染確認検査の実施や監視体制強化により、万が一の侵入時に早期発見が可能な体制整備に努める。また、国内でアフリカ豚熱の感染が確認された場合、速やかに必要な措置を講じることができるよう、侵入確認時に必要な体制を整えておく。

### (3) その他の感染症

上記以外の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り、情報収集等を行い、鳥獣の保護及び管理に当たっての対応の必要性、対応方法等について検討する。

例えば、口蹄疫等の家畜伝染病や、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等の既に国内での感染者がみられている野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症、ウエストナイル熱等の現在国内での感染はないが、国内で発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感染症について、鳥獣における感染状況を早期に発見し、対応できるよう、情報収集・監視に努める。また、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握、それら傷病個体等における感染症に関する検査等を通じた監視・注意喚起等や、関係部局や関係機関との情報共有に努める。



## 6 普及啓発

### (1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

#### ① 方針

鳥獣の保護思想の普及啓発を図るため、市町、学校及び関係団体等と連携・協力し、愛鳥週間（5月10日～5月16日）を中心に、愛鳥週間ポスター原画コンクール、自然観察会を実施するほか、ポスター等による広報活動を行うものとする。

また、（公財）愛媛県動物園協会を中心に傷病鳥獣の保護事業の効果的な実施に努めるものとする。

#### ② 事業の年間計画

（第27表）

事業内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
愛鳥週間ポスター配布	←→													
愛鳥週間ポスター原画コンクール	←→													
同コンクール入選作品展示		←											→	
愛鳥週間広報活動	←→													
自然観察会	←												→	

#### ③ 愛鳥週間行事等の計画

（第28表）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
愛鳥週間行事	愛鳥週間ポスター 原画コンクール 自然観察会	愛鳥週間ポスター 原画コンクール 自然観察会	愛鳥週間ポスター 原画コンクール 自然観察会	愛鳥週間ポスター 原画コンクール 自然観察会	愛鳥週間ポスター 原画コンクール 自然観察会
鳥獣保護実績 発表大会	全国大会応募	全国大会応募	全国大会応募	全国大会応募	全国大会応募
その他	野鳥愛護活動 (緑の少年団等)	野鳥愛護活動 (緑の少年団等)	野鳥愛護活動 (緑の少年団等)	野鳥愛護活動 (緑の少年団等)	野鳥愛護活動 (緑の少年団等)

(2) 愛鳥モデル校の指定

① 方針

鳥獣愛護活動を通じて、青少年の鳥獣保護思想の高揚を図るため、教育委員会と連携して鳥獣愛護活動に積極的に取り組んでいる小中学校等を愛鳥モデル校に指定するとともに、既指定校についても引き続き鳥獣の保護に関する指導助言等を行うよう努めるものとする。

② 指定期間

鳥獣愛護活動に取り組む期間

③ 愛鳥モデル校に対する指導内容

鳥獣に関する図書、野鳥観察用具等の学習資材を貸与するとともに、鳥獣保護活動に対し、県鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護管理員が指導助言を行うものとする。

④ 指定計画

(第29表)

区 分	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	既設	新設	計												
小学校	32		32	32	1	33	33		33	33	1	34	34		34
中学校	15	1	16	16		16	16	1	17	17		17	17	1	18
その他の学校等	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1

(3) 安易な餌付けの防止

① 方針

鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付け行為や結果的に餌付け行為となる生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理等の防止に係る普及啓発を県広報誌等の活用により、積極的に推進するものとする。

② 年間計画

(第30表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
安易な餌付け行為	←												→	県又は市町広報誌、パンフレット等により周知徹底を図る。 また、未収穫及び収穫後に商品外となった作物や耕作放棄地については、関係団体の協力のもと、各種会合等で周知徹底を図る。	一般県民
生ゴミや未収穫及び収穫後に商品外となった作物の不適切な管理、耕作放棄地の放置	←												→		

(4) 猟犬の適切な管理

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させる等、猟犬の管理について狩猟者に注意を促すものとする。

(5) 野鳥の森等の整備

野鳥の観察等を通じて鳥獣保護思想の高揚を図るため、関係市町と連携のうえ、鳥獣保護区内の野鳥の森等の整備に努めるものとする。

(第31表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
滑床野鳥の森 〔滑床成川 鳥獣保護区〕	S49	宇和島市 大字野川 字滑床	m <sup>2</sup> 183,820	野鳥観察施設、 給水施設、 案内施設等	観察舎3棟40m <sup>2</sup> 、 観察路3,924m、 案内板1基、指導標識2基、 道標10基、巣箱	野生鳥獣の学習及び自然とのふれあいの場として、自然観察等の利用促進を図る。	
えひめ森林公園 野鳥の森 〔谷上山 鳥獣保護区〕	S58	伊予市 上三谷	m <sup>2</sup> 20,000	野鳥観察施設等	観察舎1棟、 自然観察道1,200m	野生鳥獣の学習及び自然とのふれあいの場として、自然観察等の利用促進を図る。 ポスター展示	
悠久の森 〔面河第三ダム 鳥獣保護区〕	H11	久万高原町 中津	m <sup>2</sup> 12,900	野鳥観察施設等	野生生物観察施設1棟26m <sup>2</sup> 、 食餌植物の植栽740本	野生鳥獣の学習及び自然とのふれあいの場として、自然観察等の利用促進を図る。	
小田深山 千年の森 〔小田深山 鳥獣保護区〕	H8～9	内子町 中川	m <sup>2</sup> 25,700	野鳥観察施設等	野生生物観察施設1棟30m <sup>2</sup> 、 食餌植物の植栽2,000本	野生鳥獣の学習及び自然とのふれあいの場として、自然観察等の利用促進を図る。	

(6) 法令の普及徹底

① 方針

鳥獣に関する法令のうち、法第8条の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制制度（法第12条第1項に基づくかすみ網の使用、法第16条に基づく捕獲目的の所持、販売等の規制並びに法第12条第1項に基づくとりもち等の使用規制を含む。）、法第13条第1項に基づき捕獲等に許可を要しない鳥獣、鳥獣飼養登録制度、指定猟法禁止区域、法第18条に基づく捕獲物又は採取物の放置の禁止に関する事項、法第26条に基づく鳥獣等の輸入等の規制、法第35条に基づく特定猟具使用禁止区域、法第80条第1項に基づく本法の適用除外等特に県民に関係のある事項あるいは法改正により追加、変更された事項について、県広報誌、ポスター、パンフレット等により、その周知徹底を図るよう努めるものとする。

② 年間計画

(第32表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制制度、捕獲等に許可を要しない鳥獣、鳥獣飼養登録制度	←												→	県又は市町広報誌、パンフレット等により周知徹底を図る。	県民
指定猟法禁止区域、捕獲物又は採取物の放置の禁止に関する事項							←					→			
狩猟免許制度			←		→										
鳥獣等の輸入等の規制	←												→		